

日本における成果連動型民間委託契約の 実態把握に係る調査研究

国内導入事例を振り返る

調査分析・執筆



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

【目 次】

I	本調査の概要	1
1.	趣旨及び目的	1
2.	実施方針	1
3.	調査項目の概要	1
II	我が国における PFS/SIB の概況	2
1.	PFS/SIB に係る背景	2
2.	PFS/SIB の現状	5
III	国内における PFS/SIB 事例の具体的内容の整理	10
1.	佐倉市:引きこもりの若者等へのアウトリーチ支援による就労に向けたステップアップ支援の実施	12
2.	八王子市:大腸がん検診受診率向上 SIB	14
3.	多摩市:糖尿病性腎症等の重症化予防 SIB	16
4.	伊那市:生活習慣病予防 SIB	18
5.	東近江市:東近江市版ソーシャル・インパクト・ボンド	20
6.	池田市:フリースクール運営による子どもの笑顔創出プロジェクト SIB	22
7.	堺市:介護予防 SIB 事業	24
8.	豊中市:豊中市在住・在勤の喫煙者に対する禁煙支援ソーシャルインパクトボンド事業	26
9.	川西市他2自治体:広域自治体連携によるSIBヘルスケアプロジェクト	28
10.	神戸市:糖尿病性腎症等の重症化予防 SIB	30
11.	天理市:学習療法による認知症予防	32
12.	岡山市:SIBを活用した健康ポイント事業	34
13.	広島県:大腸がん検診受診率向上 SIB	36
14.	美馬市:美馬市版SIBを中心とした健康のまちづくりプロジェクト	38
15.	西条市:西条市版 SIB (ソーシャル・インパクト・ボンド)	40
16.	大牟田市:大牟田市要支援・要介護者自立支援・重度化防止業務委託	42
17.	福岡市他6自治体:学習療法及び脳の健康教室による認知症改善・予防	44
18.	福岡市:適正服薬推進事業	46
19.	合志市リハ専門職によるアセスメントを通じた要支援高齢者等の自立支援・健康寿命の延伸	48
20.	大分県別府市他2市:AI等の活用による不適切服薬是正事業 SIB	50
IV	ステークホルダー・ワークショップ実施概要	52
1.	ワークショップ実施概要	52
2.	ワークショップにおける議論の概要	53
3.	ワークショップ概要の体系的整理	62

V 我が国における PFS/SIB 推進の課題と対応の方向性	65
1. 事例分析及びステークホルダー・ワークショップを通して整理される論点	65
2. 各論点における課題及び今後の対応方策	66
3. 本章のまとめ～ガイドライン骨子(素案)	89
参考文献	91

本報告書に記載されているデータや意見等は、製作者が公に入手可能な情報及び関係者へのインタビューに基づき作成したものだが、その正確性、完全性、情報や意見の妥当性を保証するものではなく、また、当該データ、意見等を使用した結果についてもなんら保証するものではない。

I 本調査の概要

1. 趣旨及び目的

本業務は、2015年のSIBパイロット事業開始から今日までの、日本におけるPFS/SIB（ソーシャル・インパクト・ボンドを含む成果連動型民間委託契約、以下同様）への取り組み事例について、その詳細な実態把握を行うとともに、今後の普及に向けた課題や必要となる環境整備について分析、検討し取りまとめるものである。

2. 実施方針

■今後の普及、発展に向けた検討の基礎となる既存事例情報の整備

- ・2015年の、SIBパイロット事業開始から4年が経過し、PFS/SIBに取り組む事例は着実に増加している。
- ・これに伴い、詳細な情報が公表されておらず、実態がわかりにくい事例も増加しており、我が国の、PFS/SIBの現時点での全体像が分かりにくくなっている。
- ・本業務では、こうした背景を踏まえ現状の課題や普及、発展に向けた課題の検討の基礎となる、現時点での我が国における、PFS/SIBの実態について、詳細情報を整理することとする。

■実態把握を踏まえた幅広い普及と発展に向けた課題と対応策の検討

- ・近年、PFS/SIBの取組事例が急速に増えているものの、関心はあるが具体的な検討には取り組めていない地方公共団体が大部分であると考えられる。
- ・こうした状況に対し、幅広い地方公共団体への普及と、より有効な活用が可能な仕組みへの発展を図るための課題を明確にし、その解決に向けた環境整備等の取組みの方向性を検討する。

3. 調査項目の概要

- ・本調査では、以下の項目について文献調査、ヒアリング調査及びステークホルダーとの意見交換会などにより実態把握を行い、分析・検討し提案を取りまとめた。
- ・本報告書の第Ⅱ章では我が国におけるPFS/SIBの概況を取りまとめ、第Ⅲ章以降では、国内外事例の整理及び分析をし、分析結果をもとにPFS/SIBの課題及び今後の方向性について検討している。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. PFS/SIBに係る取組概要の把握2. 既存PFS/SIB案件に係る事例の詳細情報の体系的整理3. 課題の抽出・対応策の方向性の検討 |
|---|

II 我が国における PFS/SIB の概況

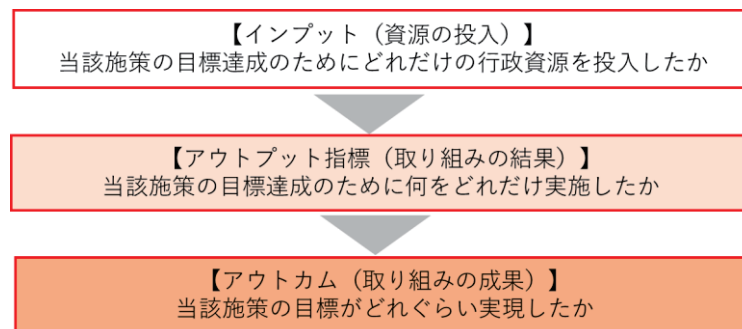
1. PFS/SIB に係る背景

(1) 成果連動型導入を促す地方公共団体におけるアウトカム志向徹底への社会的要請

我が国において、PFS/SIB への取り組みが急速に注目されている背景として、国民への直接的な行政サービスの主たる担い手である地方公共団体に対し、行政サービスの実績を、何をどれだけ行ったか（アウトプット）ではなく、実施により目指した成果がどの程度実現したか（アウトカム）によって評価することへの社会的要請の高まりがあげられる。

こうした変化と、それを実現するアウトカム志向による実績評価の手法に対する理解と普及が少しずつ地方公共団体に広がっていることが、成果に応じて報酬を変動させることで取り組みの有効性向上を促す PFS/SIB が注目される大きな要因となっている。

図表 1 アウトカムの概念とインプット、アウトプットとの関係



（出所）三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

(2) 地方公共団体へのアウトカム志向徹底への社会的要請の高まりの経緯

地方公共団体へのアウトカム志向徹底への社会的要請の高まりの経緯として、具体的には、以下のような動向があげられる。

■行政評価の導入による地方公共団体のアウトカム志向への転換

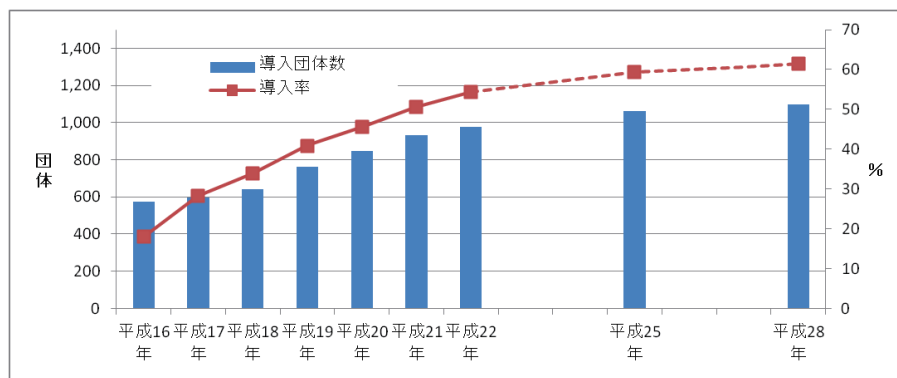
平成 8 年に全国に先駆けて三重県において事務事業評価が導入されるなど、1990 年代後半に、新公共経営（ニュー・パブリック・マネージメント）といわれる、行政に経営の概念を導入する取り組みが広がった。

その後、国の機関については、平成 14 年 4 月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行され、政策の効果を把握し、改善に生かすことが義務付けられた。地方公共団体についても、当時の様々な国の方針や指針において同様の取り組みが求められ¹、そのツールとして行政評価が急速に普及した。その取り組みは、今日に至るまで継続しており、多くの地方

¹ 例えば、「地方分権推進計画（平成 10 年 5 月 29 日閣議決定）」において、行政改革等の推進の一環として、「行政の責任領域の見直し、事務事業の評価等により、施策の重点化を進め、事務事業の重点的、計画的な整理合理化を図ること」を求めている。

公共団体に定着している。

図表 2 地方公共団体における行政評価の導入状況



団体種別	導入率(平成 28 年)
都道府県	100.0%
政令指定都市	95.0%
中核市	93.6%
特例市	94.7%
市区	83.5%
町村	38.9%

注：「行政評価」とは、「政策、施策及び事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するもの」を指す

(出所) 総務省「地方公共団体における行政評価の取組状況（平成 23 年 3 月 26、平成 26 年 3 月 25 日、平成 29 年 6 月 27 日）」より作成

■地方公共団体におけるアウトカム志向徹底を促す近年の主な動向

2000 年初頭の行政評価の導入以降、アウトカムの把握と改善への活用の重要性に関する認識は普及したものの、その実践は十分に普及したとは言い難い状況にある。

しかし、近年、まち・ひと・しごと総合戦略及び地方創生交付金事業における成果目標設定の義務付けや国における E B P M への取り組み、国による S D G s の地方公共団体の計画行政への活用の要請など、地方公共団体の行政全般にアウトカム志向の徹底を促す動向が見られる。PFS/SIB への先行自治体の取り組みと注目度の高まりもこうした動向の一つと位置付けられるものであり、今後、これらの動向の相乗効果により、地方行政におけるアウトカム志向徹底の動きが一層強まることが想定される。

図表 3 地方公共団体の行政全般におけるアウトカム志向徹底を促す近年の主な動向

動向	概要とアウトカム志向徹底の促進要因としての側面
まち・ひと・しごと創生総合戦略及び	・すべての地方公共団体に策定が向けられた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、基本目標ごとに数値目標の設定と、これを用いた進捗管理を義務付けられ、この数値目標はアウトカム指標であることが必須とされた ² 。

² 内閣府地方創生推進室「地方版総合戦略策定の手引き（平成 27 年 1 月）」の「4. 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定」の説明において、「基本目標には、行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を設定する必要があります」とされている。

地方創生交付金事業	・総合戦略にもとづく地方創生交付金事業に採択された事業は、数値目標による実績評価が義務付けられ、この数値目標はアウトカム指標であることが必須とされた³。
EBPM	・「統計改革推進会議最終取りまとめ（平成 29 年5月）」において国としてEBPM（統計等を活用した証拠に基づく政策立案）に取り組むことが明記され、「経済財政運営と改革の基本方針 2017（平成 29 年6月9日閣議決定）」において、「データプラットフォームの整備を通じたEBPMの推進」の中で「地方公共団体においても国と歩調を合わせてEBPMを推進するよう促す」と明記された。 ・EBPMは、施策や事業が、目的にそったアウトカム創出の有効性を十分に有することを、証拠にもとづいて確認し政策を立案することを求めており、アウトカム志向徹底を促すこととなっている。
SDGs	・「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017について」（2017 年6月9日閣議決定）において「地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の推進」が打ち出された。 ・SDGsは、目標達成に向けた進捗状況を測るための約230のアウトカム指標が提案されていることから、SDGsの活用に取り組むことで、結果的にアウトカムで目標管理を行う姿勢やスキルの向上が図られる

（出所）三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

³ 内閣府地方創生推進室「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）の上乗せ交付分について（平成 27 年 4 月 3 日）」の「1. 対象事業及び基準」の説明において、「重要業績評価指標（KPI）が、原則として成果目標（アウトカム）で設定され、基本目標と整合的であり、その検証と事業の見直しのための仕組み（PDCA）が整備されていること。」とされている。

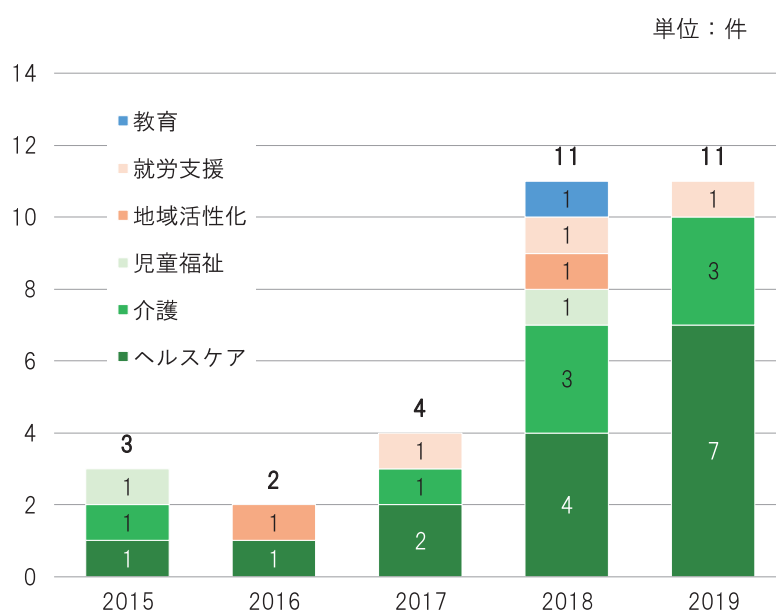
2. PFS/SIB の現状

(1)PFS/SIB に係る事業費総額の推移

① 分野別の案件数の推移

2015 年 4 月から 2019 年 10 月末現在までの間で開始された PFS/SIB 関連案件⁴のうち、分野別件数の推移をみると、2018 年及び 2019 年の案件数が多くかつ分野也多岐にわたっている。また、実施分野については、「ヘルスケア」が 15 件と最も多く、次いで「介護」が 8 件となっている。

図表 4 国内 PFS/SIB 案件に係る分野別件数の推移



(出所) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

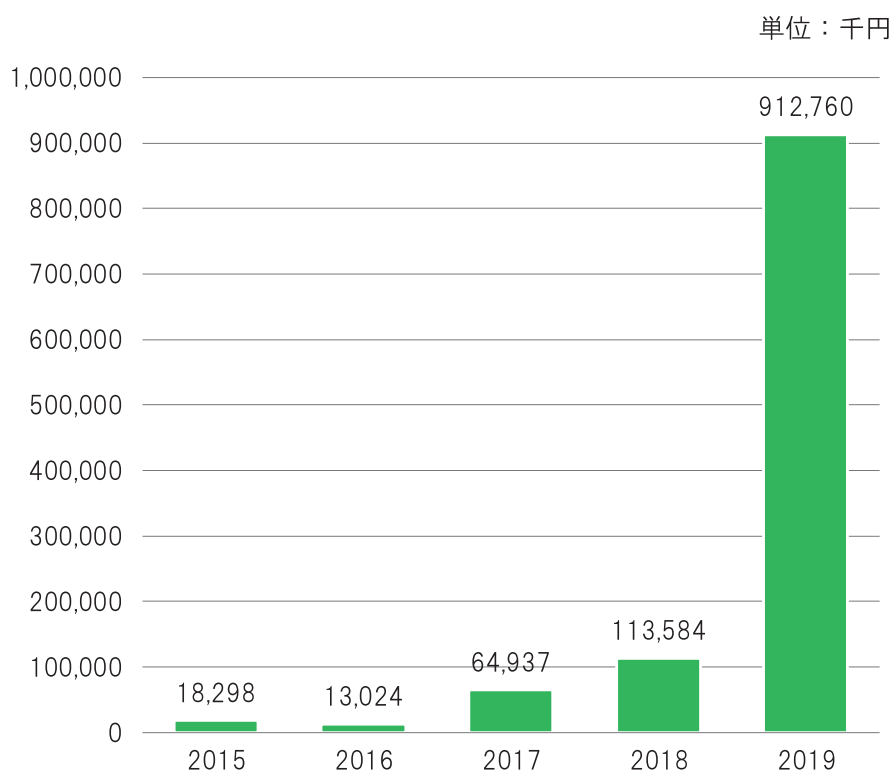
② 事業費総額の推移

2015 年に横須賀市、尼崎市、福岡市等においてパイロット事業が実施されて以降、市場規模⁵は急増しており、2019 年 10 月末現在までの市場規模は約 9.1 億円となっている。

⁴ 2015 年 4 月から 2019 年 10 月末時点までの間に開始された案件のうち、公開情報で収集可能な 31 案件のデータを用いている。

⁵ 市場規模は、2019 年 10 月末現在において公開情報等から判明した PFS/SIB に関連する案件の事業費の総合計値としている。なお、合計値の算出に加えた案件は 2015 年から 2019 年までに開始された案件のうち、事業費が公開情報で収集可能な 28 案件のデータを用いている。また、各事業の開始年度に事業費を計上し総合計値を計算している。

図表 5 国内 PFS/SIB 案件に係る国内事業費総額の推移



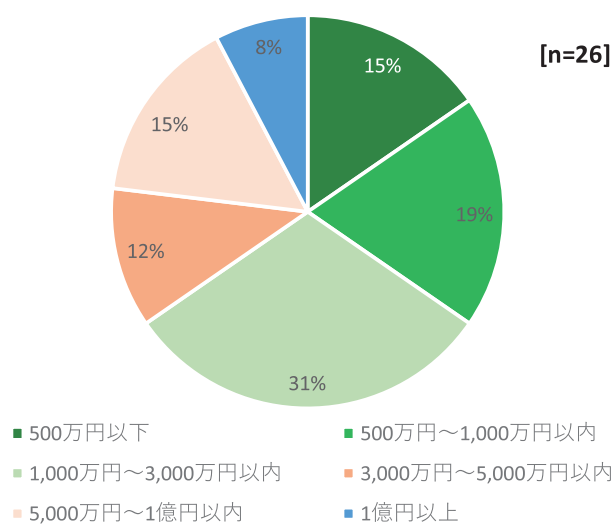
(出所) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

③ 事業規模別の案件割合

2015 年 4 月から 2019 年 10 月末現在までの間で開始された PFS/SIB 関連案件⁶を事業規模別にみると、「1,000～3,000 万円以内」の案件が約 31%と最も多く、次いで「500 万円～1,000 万円以内」となっている。

⁶ 2015 年 4 月から 2019 年 10 月末時点までの間に開始された案件のうち、公開情報で収集可能な 26 案件のデータを用いている。また、各事業の開始年度に案件数を計上し、総合計値を計算している

図表 6 国内 PFS/SIB 案件の事業規模別案件割合

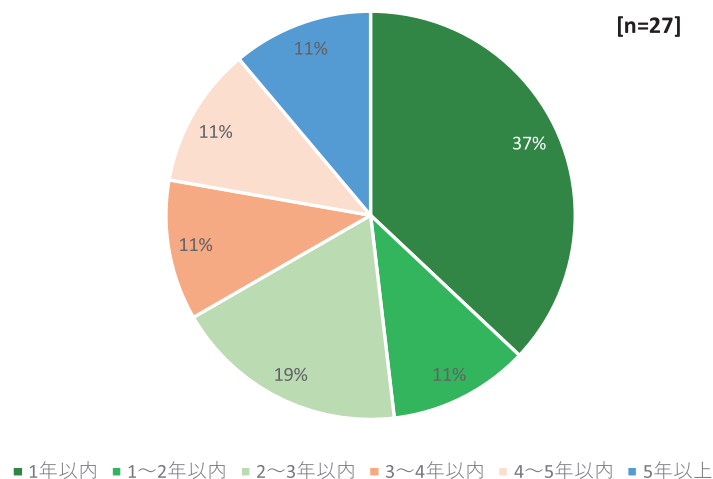


(出所) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

④ 事業期間別の案件割合

2015年4月から2019年10月末現在までの間で開始されたPFS/SIB関連案件⁷を事業期間別にみると、「1年以内」の案件が約37%と最も多く、次いで「2～3年以内」の案件が約19%となっている。

図表 7 国内PFS/SIB案件の事業期間別案件割合



(出所) 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成

(2)PFS/SIB の地区別実施状況

① 地区別分野別の案件実施件数

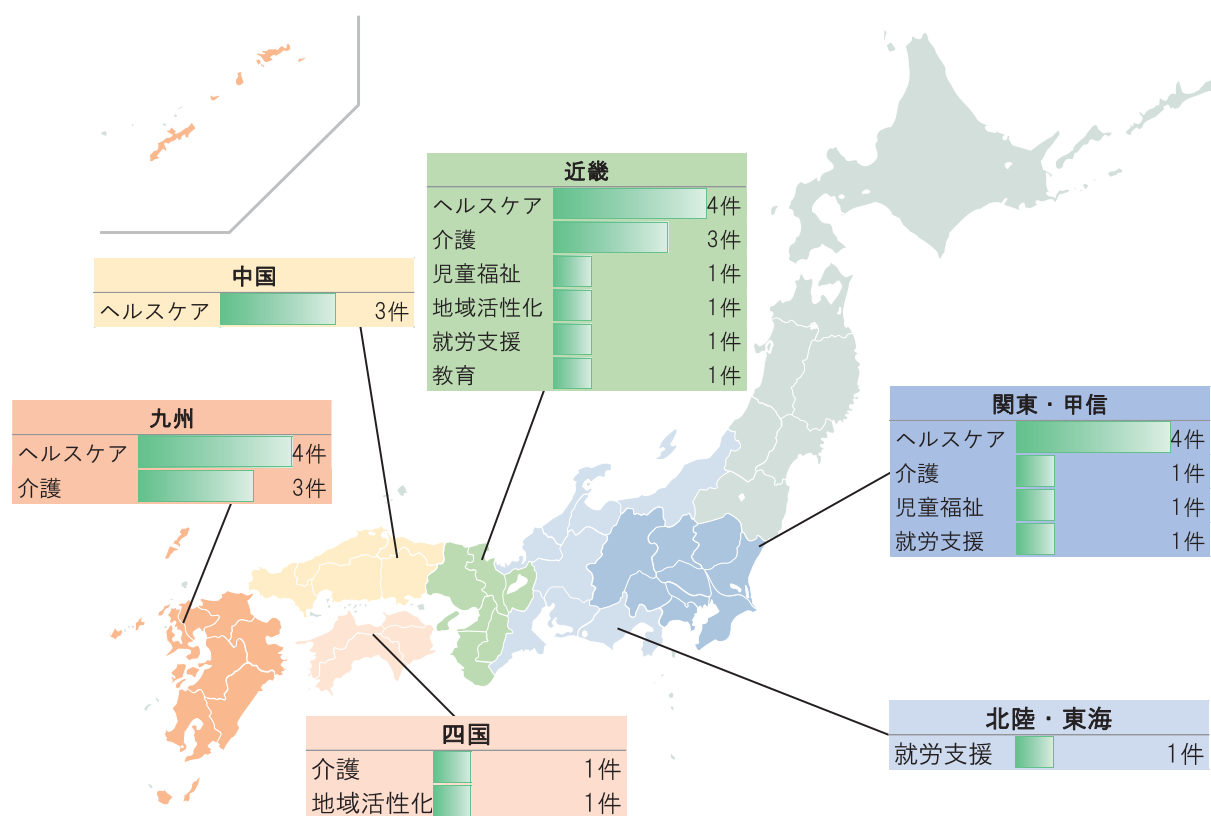
2015年4月から2019年9月末現在までの間で開始されたPFS/SIB関連案件⁸を地区別分野別にみると、「近畿地区」の案件が11件と最も多く、次いで「九州地区」及び「関東・甲信地区」の6件となっている。

これまでのPFS/SIB案件は西日本を中心に進められてきていることがわかる。

⁷ 2015年4月から2019年9月末時点までの間に開始された案件のうち、公開情報で収集可能な27案件のデータを用いている。

⁸ 2015年4月から2019年9月末時点までの間に開始された案件のうち、公開情報で収集可能な31案件のデータを用いている。「ヘルスケア」には、健康増進及び医療分野を加えており、介護分野については含まれない。

図表 8 国内 PFS/SIB 案件の地区別分野別件数



(出所) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

Ⅲ 国内における PFS/SIB 事例の具体的内容の整理

(1) 本項目の概要

- ・本項目では、現時点（令和元年 10 月 1 日時点）で、概要が公表され実際に取り組まれていること、取り組まれている内容が確認可能な国内のすべての事例を対象として、その概要を整理した。
- ・整理した内容は以下の通りである。

<事例情報整理の項目>

- 1 基本情報（分野、事業年度、事業規模、民間資金、事業の概要）
- 2 ポイント
 - ①成果指標及び評価手法など
 - ・成果指標
 - ・評価方法
 - ・評価に用いるデータの収集方法
 - ②関係者のリスク分担
 - ・目標未達成時のリスク分担
 - ・最低保証額の有無と設定の考え方
 - ③便益
 - ④スキーム（関係主体及び役割の概要）

(2)対象事例一覧

- ・取り組まれている内容の詳細が確認可能な国内事例は 21 件であった。
- ・実証事業対象の事例については、厚生労働省または経済産業省、内閣府が補助金を拠出し、実証的に実施したものであるため、事業期間や成果指標の考え方等が、補助事業の仕様に影響を受けていることや試行的な側面が強いことに留意が必要である。
- ・一方で、No.9 豊中市及び No.19 福岡市事例は、補助事業が関与しない案件である。
- ・No.7 大阪府の事例については、詳細が非開示であったため、対象分野のみを記載する。

	地方公共団体		分野	実証事業対象(政府支援による試行的な取組)		
				厚生労働省 「民間活力を活用した 社会的事業の開発・普及 のための環境整備 事業」にて実施	経済産業省 「健康寿命延伸 産業創出推進 事業」にて実施	内閣府 「地方創生推進 交付金」の活用
1	千葉県	佐倉市	就労支援	●		
2	東京都	八王子市	ヘルスケア		●	
3	東京都	多摩市	ヘルスケア	●		
4	長野県	伊那市	ヘルスケア			
5	滋賀県	東近江市	地域活性化	●		
6	大阪府	池田市	教育	●		
7	大阪府	大阪府	児童福祉	●		
8	大阪府	堺市	介護予防		●	
9	大阪府	豊中市	ヘルスケア (禁煙支援)			
10	兵庫県	川西市 ※ 他 2 自治体	ヘルスケア			●
11	兵庫県	神戸市	ヘルスケア		●	
12	奈良県	天理市	介護予防	●		
13	岡山県	岡山市	ヘルスケア			●
14	広島県	広島県	ヘルスケア		●	
15	徳島県	美馬市	介護予防		●	
16	愛媛県	西条市	地域活性化			
17	福岡県	大牟田市	介護予防		●	
18	福岡県	福岡市 他 全 7 自治体	ヘルスケア		●	
19	福岡県	福岡市	ヘルスケア			
20	熊本県	合志市	介護予防	●		
21	大分県	大分県	ヘルスケア	●		

1. 佐倉市：引きこもりの若者等へのアウトリーチ支援による就労に向けたステップアップ支援の実施

(1) 基本情報

分野	就労支援
事業年度	2019 年 7 月～2020 年 1 月（7 か月間）
事業規模	約 900 万円
外部資金の活用	無し
事業の概要	生活困窮者等を対象に訪問支援を実施し、就労支援プログラムへの参加者の増加を図る。

(2) ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■ 成果指標

- ・「ひきこもり」等の社会的孤立者数とし、「求職型」や「非求職型」、「非希望型(アウトリーチ対象)」など 5 分類の各段階に関して計測を実施。具体的な成果指標は以下の通り。

➤ アウトプット指標

- (ア) アウトリーチ回数(関係者との連絡、架電等の回数)
- (イ) アウトリーチ対象人数・回数
- (ウ) 保護者支援する場合には、人数・回数、1 回のアウトリーチごとに、何を行ったのか記録

➤ アウトカム指標

- (ア) ステップアップ値(非希望型 B～就労までの意識や行動面での変化、社会資源へつながりなどの最適な支援の実施状況に応じて点数化)

■ 評価方法

- ・ SIB 事業を開始する前（訪問支援員をおく前）のアウトリーチ実績をベースラインデータとして、本事業の 7 か月間で起こった支援対象者の状態の変化との差分を成果として計測する。
- ・ 成果の把握にあたり対照群を設定しなかったのは、現実的に困難なためである。そもそも対照群を確保するには母集団が少なく、倫理的問題があることに配慮してベースラインデータとの比較を評価方法としている。

■ 評価に用いるデータの収集方法

- ・ アウトプット指標に関しては、事業者にてアウトリーチのアクション回数や対象者数、支援内容等を記録。
- ・ アウトカム指標に関しては、1 回のアウトリーチごとに、何を行ったか対象者（保護者）の反応や対象者（保護者）に関して事業者がレポートを作成し、その内容をもとに判断。また、支援終結時には事業者によりアセスメントの記録を行う。

■ その他

- ・ 第三者評価は武蔵大学が行っている。

② 関係者のリスク分担

■目標未達成時のリスク分担

- ・目標未達成時には中間支援団体と事業実施者の支払いが減少することとなっており、この両者がリスクを負担している。

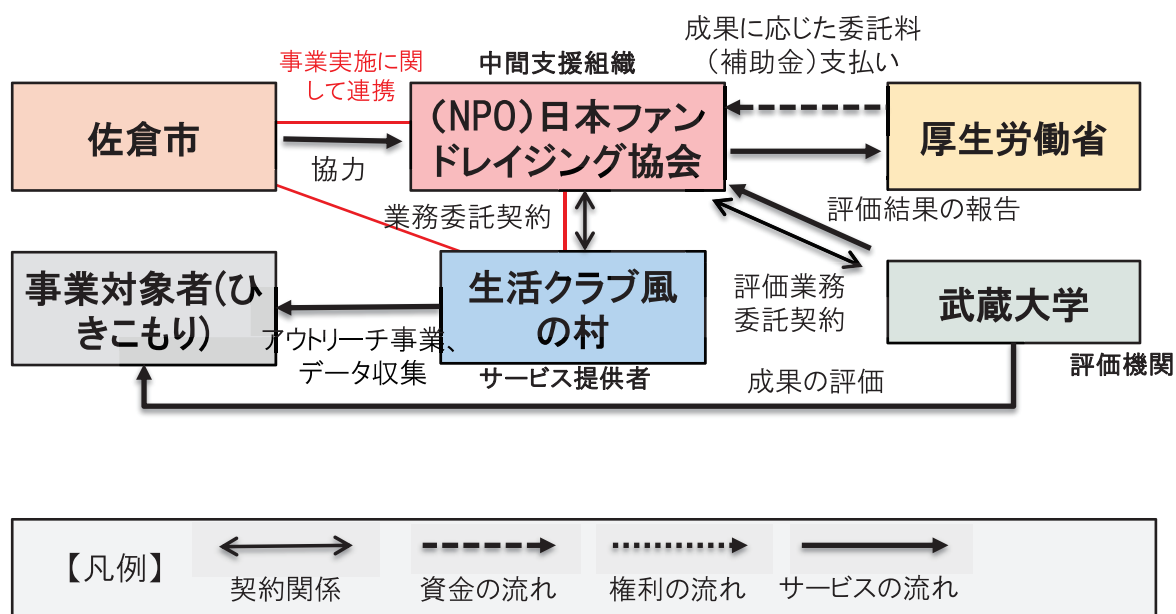
■最低保証額の有無と設定の考え方

- ・最大償還額、最低保証額の金額は国の公募条件に合わせて設定。
- ・成果連動分については、アウトプット指標及びアウトカム指標の各項目の達成比率ごとに達成確率と便益等から試算し設定。

③ 便益

- ・アウトリーチ施策の実施により市区町村民税収（約 120 万円）や都道府県民税収（約 79 万円）、所得税収（約 91 万円）、社会保険料収入（約 1600 万円）の増額が見込まれるとともに、生活保護費の抑制（約 2100 万円）が図られると考えており、合計で約 4000 万円の便益があると推定している。

④ スキーム



（出所）公開情報等より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

2. 八王子市:大腸がん検診受診率向上 SIB

(1)基本情報

分野	ヘルスケア 大腸がん検診受診率向上
事業年度	2017年5月～2019年8月（約3年間）
事業規模	約970万円（うち、事業費相当額：約880万円）
外部資金の活用	有り
事業の概要	大腸がんの早期発見を目的に、対象者の過去の検診・検査情報について人工知能を活用して分析し、オーダーメイドの受診勧奨を行う。

(2)ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■成果指標

- ・アウトカム指標のみを使用。プロセス指標としてのアウトプット量の目標値設定などは特になされていない。

➤ アウトカム指標

- (ア) 検診受診率
- (イ) 精密検査受診率
- (ウ) 早期がん発見者数

■評価方法

- ・市の実績値に基づき設定したベースラインと、介入群のデータ比較を通じた評価を実施した。
- ・事業の性質上、十分な母集団を確保することが困難であり、統計的に有意な検討が行えなかったため、介入群と対照群とのデータ比較は実施されていない。

■評価に用いるデータの収集方法

- ・評価にあたっては、国のガイドラインに基づき、市が収集するデータを使用している。
- ・第三者評価機関を設置していないが、十分なデータの客観性を担保できると判断された。

■その他

- ・特になし

② 関係者のリスク分担

■目標に達成時のリスク分担

- ・外部民間資金を活用しており、目標未達時の支払いリスクは、資金提供者が負担している。

■最低保証額の有無と設定の考え方

- ・最低保証額は設定していない。

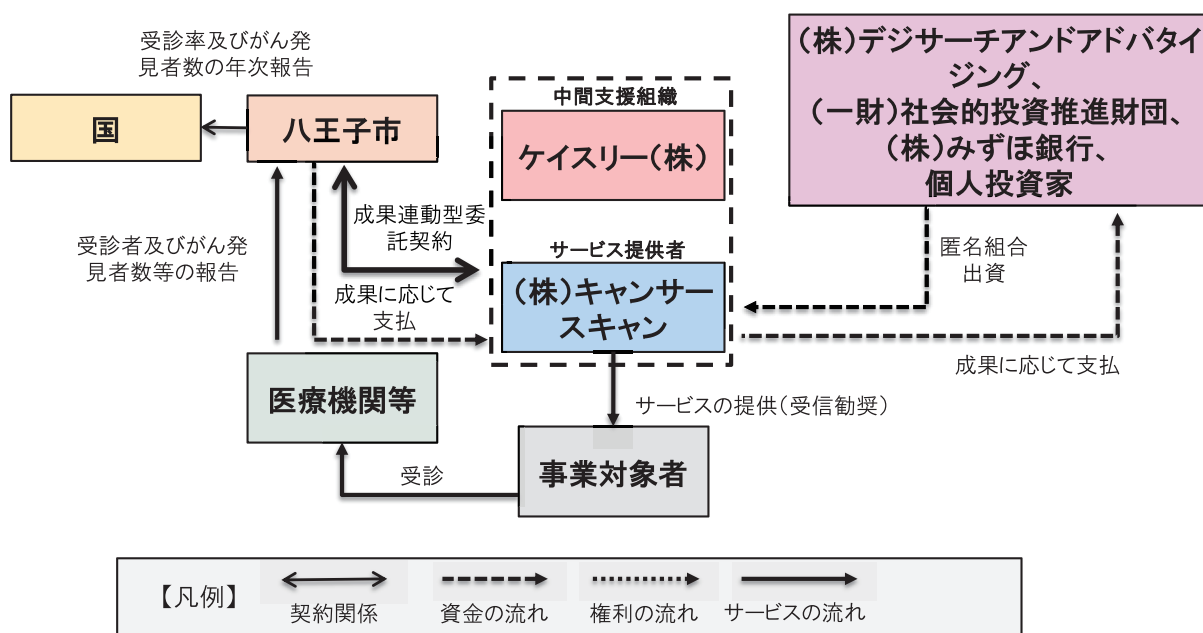
■その他

- ・ 成果指標のそれぞれについて設定された原単位に基づき支払いが行われる。

③ 便益

- ・ 大腸がんの進行に伴う医療費増大にかかる抑制額

④ スキーム



(出所) 公開情報等より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

3. 多摩市：糖尿病性腎症等の重症化予防 SIB

(1) 基本情報

分野	ヘルスケア 糖尿病性腎症重症化予防
事業年度	2018 年 6 月～2019 年 3 月（11 ヶ月間）
事業規模	約 1590 万円
外部資金の活用	有り
事業の概要	糖尿病成人症の重症化予防を目的に、多摩市国民健康保険被保険者で糖尿病ハイリスク者 50 名を対象とし、薬局の薬剤師を中心に医療機関と連携しながら療養支援を実施。 なお、本事業は 2019 年度から 3 年間で実施予定の PFS 事業（事業規模は約 1200 万円）の試行的取組であることに留意が必要。

(2) ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■成果指標

- ・アウトプット指標とアウトカム指標を併用。
- アウトプット指標
 - (ア) 保健指導プログラム修了率
- アウトカム指標
 - (ア) 生活習慣改善率(腎機能低下抑制者数の変化)

■評価方法

- ・特定健診の結果から基準値と、参加者の事業実施前後の e-GFR 値の変化をもとに評価。

■評価に用いるデータの収集方法

- ・医療機関が収集し、行政経由で入手する。

■その他

- ・サンプル数が少ないこと、倫理的に問題が生じることなどから対照群の設定は行われなかった。

② 関係者のリスク分担

■目標未達成時のリスク分担

- ・外部民間資金を活用しており、目標未達時の支払いリスクは、資金提供者が負担している。

■最低保証額の有無と設定の考え方

- ・最低保証額は約 1000 万円としている。設定額の根拠は明示されていない。

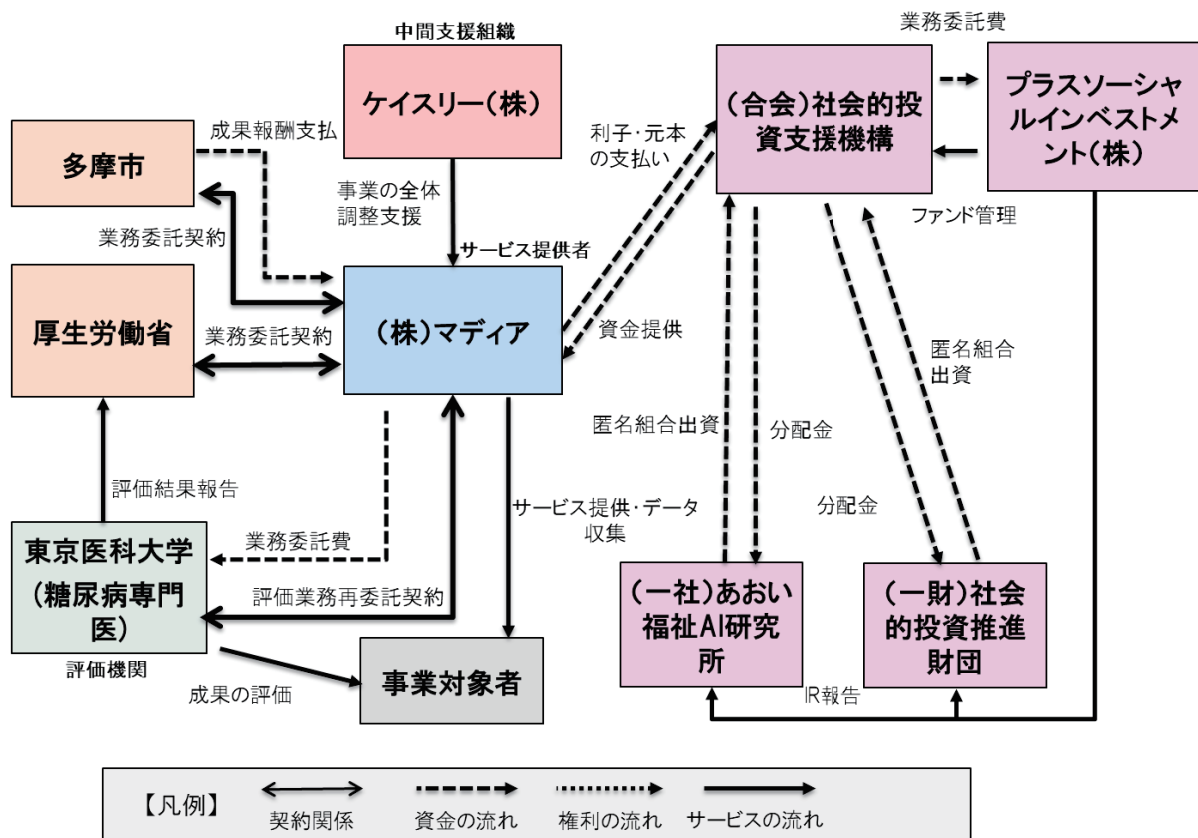
■その他

- ・匿名出資組合スキームを採用することにより、会計分離を図っている。

③ 便益

- ・重症化患者の抑制による、将来的な市の国保給付削減額

④ スキーム



(出所) 公開情報等より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

4. 伊那市:生活習慣病予防 SIB

(1)基本情報

分野	ヘルスケア 生活習慣病の予防
事業年度	2018 年 1 月～10 月 (10 か月間)
事業規模	約 230 万円
外部資金の活用	なし
事業の概要	シニア層を対象とした健康増進に向けて、週 1 回、市民 46 人(平均年齢 65 歳)に体操や食事の直接指導を実施する。

(2)ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■成果指標

- ・アウトカム指標のみを使用。プロセス指標としてのアウトプット量の目標値設定などは特になされていない。

➤ アウトカム指標

- (ア) 受講者の体力年齢
- (イ) 医療費

■評価方法

- ・介入群に対して、受講前後での体力年齢及び医療費額を比較することで評価を行う。
- ・評価方法は、介入群に対する前後評価のみ。

■評価に用いるデータの収集方法

- ・体力年齢については、R I Z A P 社が確立した体力年齢推定式に基づき、同社が収集したデータで評価を実施。
- ・医療費については、市が本人の同意を得て確認した国民健康保険のレセプトデータを確認し、評価を実施。

■その他

- ・特になし

② 関係者のリスク分担

■目標に達成時のリスク分担

- ・外部民間資金を活用していないため、目標未達時の支払いリスクは、事業者が負担している。

■最低保証額の有無と設定の考え方

- ・最低保証額は設定していない。

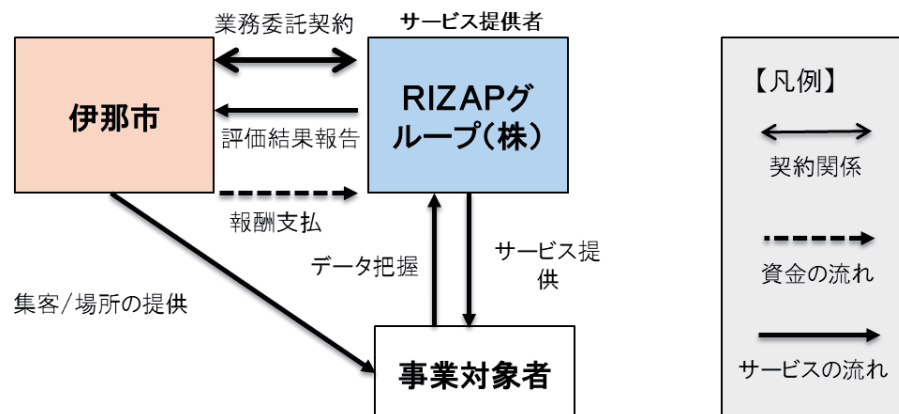
■その他

- ・成果指標のそれぞれについて設定された原単位に基づき支払いが行われる。

③ 便益

- ・健康増進に伴う、医療費の削減額

④ スキーム



(出所) 公開情報等より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

5. 東近江市:東近江市版ソーシャル・インパクト・ボンド

(1)基本情報

分野	コミュニティビジネス
事業年度	2016 年～（単年度補助事業として毎年実施）
事業規模	50 万円（補助事業 1 件あたり）
外部資金の活用	あり
事業の概要	コミュニティビジネススタートアップ支援事業に取り組む採択事業者が民間出資で調達した資金をもとに事業を行い、事業期間終了時に成果を達成した場合、補助金を原資とした分配金が出資者に償還される。

(2)ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■成果指標

- ・補助事業ごとに設定（主にアウトプット指標が採用される（例：補助事業を通じて開発する商品の“販路計画の作成”“情報発信する頻度”“試作品の完成”等））

■評価方法

- ・補助事業の採択時に、事業者と協議のうえで設定した成果指標について、事業終了時に、事業者から成果を報告する。報告を受けた第三者評価機関が成果到達の確認を行い評価する。

■評価に用いるデータの収集方法

- ・原則的に事業者がデータを収集する。

■その他

- ・アウトプット指標を中心に成果指標が設定される理由としては、事業期間が単年度であることによる。

② 関係者のリスク分担

■目標に達成時のリスク分担

- ・外部民間資金を活用しており、目標未達時の支払いリスクは、資金提供者が負担している。

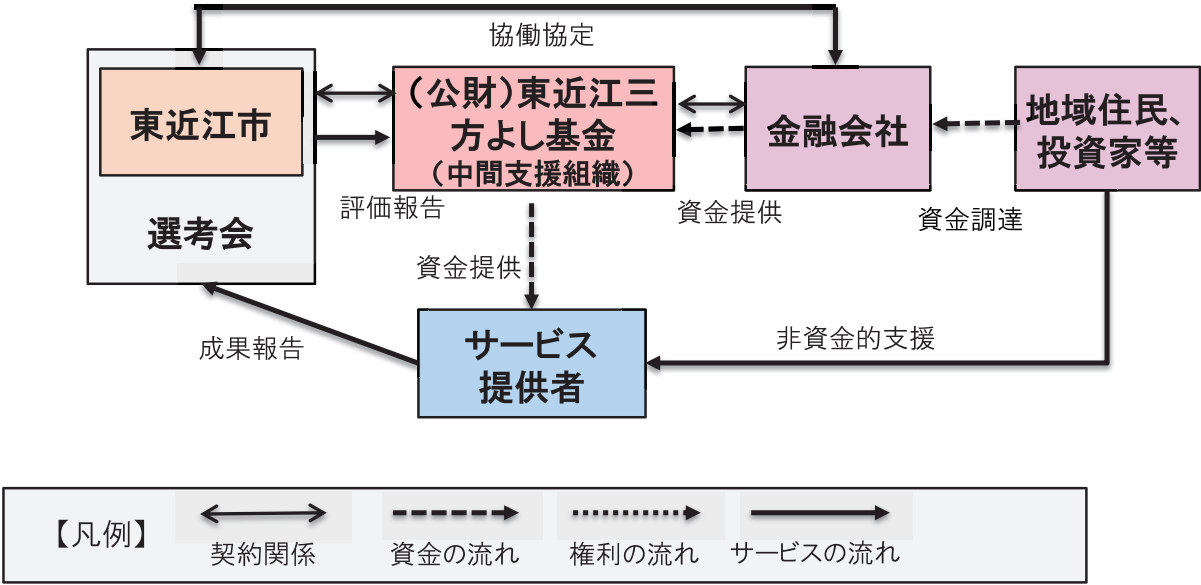
■最低保証額の有無と設定の考え方

- ・最低保証額は設定していない。

③ 便益

- ・便益の考え方は設定されていない。

④ スキーム



(出所) 公開情報等より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

6. 池田市:フリースクール運営による子どもの笑顔創出プロジェクト SIB

(1)基本情報

分野	教育 フリースクール運営
事業年度	2018 年 4 月～2019 年 3 月（1 年間）
事業規模	約 400 万円（1 年間、事業実施者の事業費のみ）
外部資金の活用	有り
事業の概要	不登校等困難を抱える子供たちを対象として、教育相談及びフリースクール事業を SIB の仕組みを用いて実施。

(2)ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■成果指標

- ・償還条件の基準とする成果指標として児童・生徒の平均出席日数を使用。
- ・支払い条件にはならない成果指標として、出席日数以外に行動変容のチェックリストのカルテを使用。

■評価方法

- ・原籍校またはフリースクールへの月当たり登校日の目標を 10.11 日とし、80%の 8.09 日が達成されれば 900 万円、以下 40%まで 1 %あたり 25,000 円を減じ、40%以下の場合は 400 万円と設定。（プラスソーシャルインベストメント株式会社「池田市 SIB フリースクール運営による子どもの笑顔創出プロジェクト」より）

■評価に用いるデータの収集方法

- ・登校日数のデータは池田市（教育委員会）および社会的事業者から提供を受けた。

■その他

- ・最終アウトカムは進路決定や就職ということになるが、そこまで追跡して把握することは困難であるため指標とはしなかった。
- ・第三者評価は、日本ファンドレジング協会が実施した。

② 関係者のリスク分担

■目標未達成時のリスク分担

- ・厚生労働省の交付金が投入されており、成果に応じて交付金が増減することとなっている。
- ・さらに、外部民間資金を活用しており、目標の達成状況に応じて償還額がプラスマイナス 1.68%変動する。

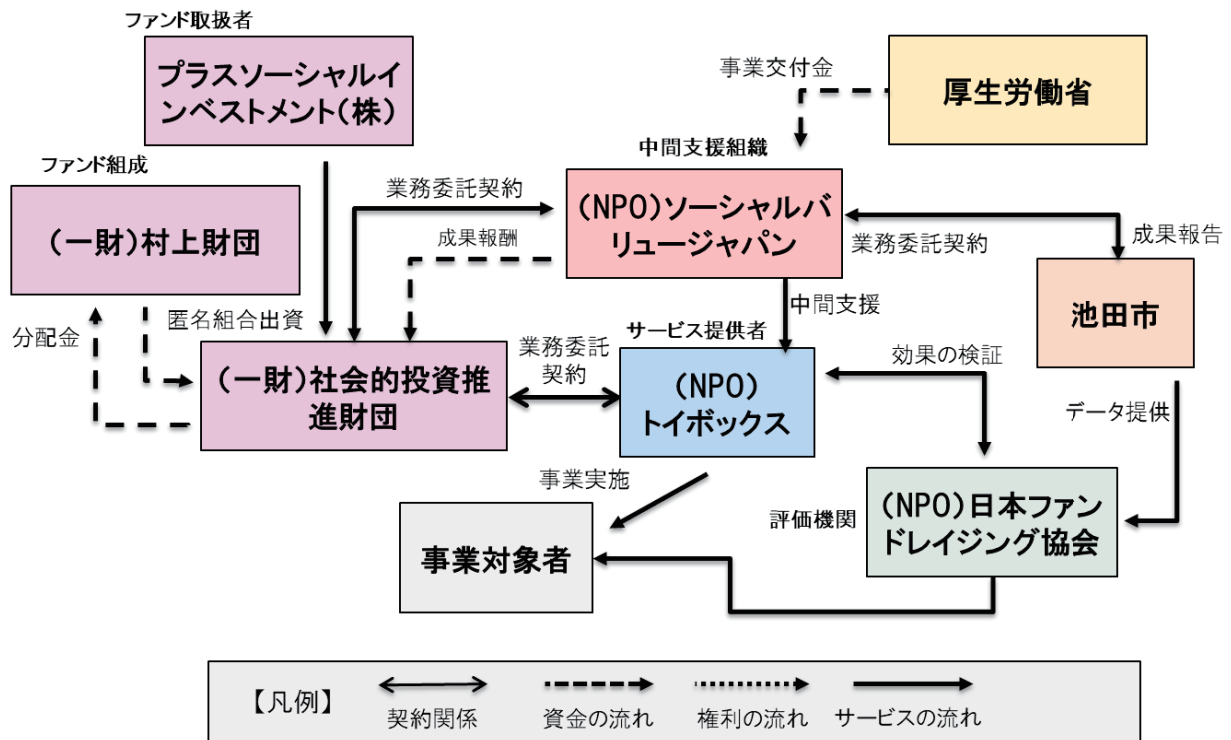
■最低保証額の有無と設定の考え方

- ・目標達成率が 40%以下の場合は最低保証額として 400 万円が支払われる。

③ 便益

- ・フリースクールに通室する中学生 10 名を対象にした分析において、2.5 年の平均在籍期間における費用が 2,931 万円になるのに対して便益が 7,945 万円（コストの 2.71 倍）と算出された。

④ スキーム



(出所) 公開情報等より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

7. 堺市:介護予防 SIB 事業

(1)基本情報

分野	介護予防
事業年度	2019 年の契約締結日～2021 年 12 月 31 日
事業規模	非公表
外部資金の活用	無し
事業の概要	介護給付費を削減するため、元気高齢者（主に要介護認定を受けていない方）を対象に、介護予防につながる行動変容を促進し、自身で介護予防に取り組むきっかけを作ることを目的として、あるく（身体活動）・しゃべる（社会参加）・たべる（食生活・口腔機能・口腔機能）のフレイル予防要素に基づく介護予防プログラムを実施

(2)ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■成果指標

- ・アウトプット指標とアウトカム指標を併用。
- アウトプット指標
 - (ア) 事業参加者総数(実施するイベント型及び継続的介護予防プログラムへのおおむね 65 歳以上の参加者の実人数)
 - (イ) 継続参加人数(継続的プログラム及び継続的プログラムの関連コミュニティ活動に月一回以上の頻度で半年以上継続して参加している方の数)
- アウトカム指標
 - (ア) 要介護状態進行遅延人数(事業実施期間中の継続参加者のうち、アンケート調査により要介護状態進行の遅延が推測された人数)

■評価方法

- ・設定された目標に対する実績値の水準に応じて報酬の支払いを行う。

■評価に用いるデータの収集方法

- ・事業実施者がデータを収集し市に報告する。

■その他

- ・市が委託した機関が第三者評価を行う。

② 関係者のリスク分担

■目標未達成時のリスク分担

- ・成果指標 3 項目のそれぞれについて、目標達成水準に応じて事業実施者への報酬が減額されることとされており、事業実施者がそのリスクを負担することとされている。

■最低保証額の有無と設定の考え方

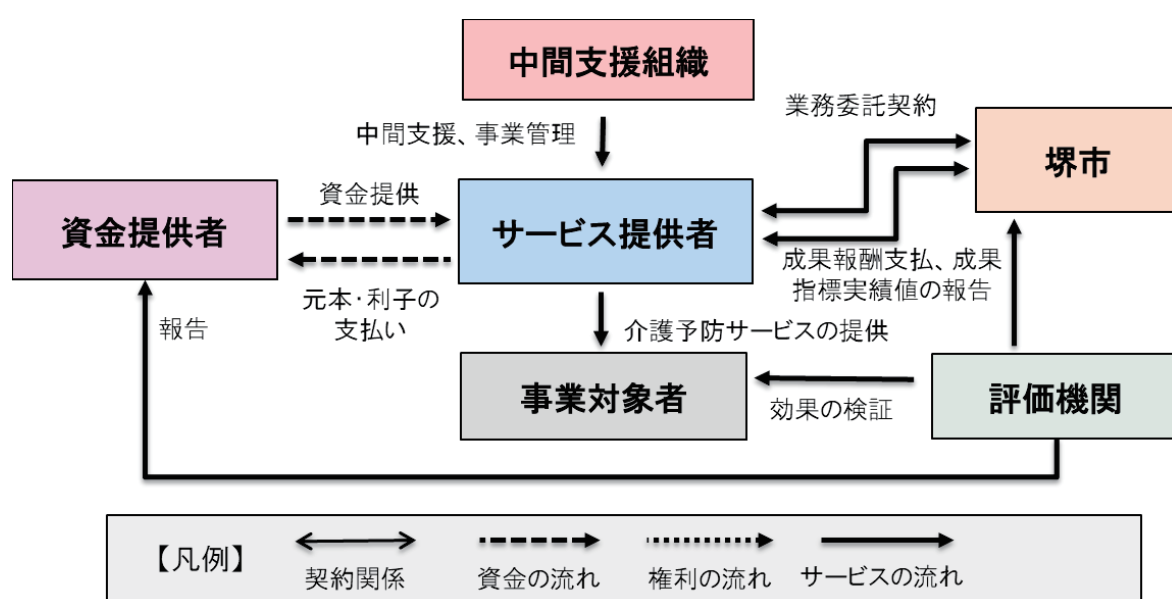
- ・委託料総額上限 44,340 千円に対し、40%を最低保証額としている。設定の考え方は公表されていない。

③ 便益

- ・便益に関する考え方は公表されていない。

④ スキーム

- ・本事業は令和元年 10 月 7 日に事業実施委託の優先交渉権者を決定することとされており、現時点でスキームは未定（以下は公募において示された仕様書から想定したもの）。



(出所) 公開情報等より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

8. 豊中市:豊中市在住・在勤の喫煙者に対する禁煙支援ソーシャル・インパクト・ボンド事業

業

(1)基本情報

分野	ヘルスケア 禁煙支援
事業年度	2019年6月～2022年3月
事業規模	約6,100万円
外部資金の活用	あり
事業の概要	子育て世代など自発的禁煙が難しい層を中心に、豊中市在住・在勤の喫煙者900名を対象に啓発プログラムおよび禁煙支援プログラムを実施する

(2)ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■成果指標

- ・アウトプット指標とアウトカム指標を併用。

➤ アウトプット指標

- (ア) 禁煙支援プログラムへの参加登録者数

➤ アウトカム指標

- (ア) 初回面談後1年時点の禁煙継続者数

■評価方法

- ・介入群に対して、プログラム参加後の禁煙継続者数を把握し、成果指標に照らして評価を行う（初回面談後12か月時点で、1）直近6ヶ月間禁煙継続の自己申告、2）検査キットでニコチンが検出されなかった、の両条件を満たす人数の実測値）。

■評価に用いるデータの収集方法

- ・参加者に対する検査の正確さを担保するために、指導員の監視のもとでニコチン検査を行う。また、事業者の報告の正確さを確認するうえで、市が無作為に抽出した参加者に対して、電話による聞き取りを行うことが可能。

■その他

- ・データ欠損値（データ未収集の参加者）に対する評価にあたっては、外部専門家と連携の上で統計的推計を行う予定。

② 関係者のリスク分担

■目標に達成時のリスク分担

- ・外部民間資金を活用しており、目標未達時の支払いリスクは、資金提供者が負担している。

■最低保証額の有無と設定の考え方

- ・最低保証額は設定していない。

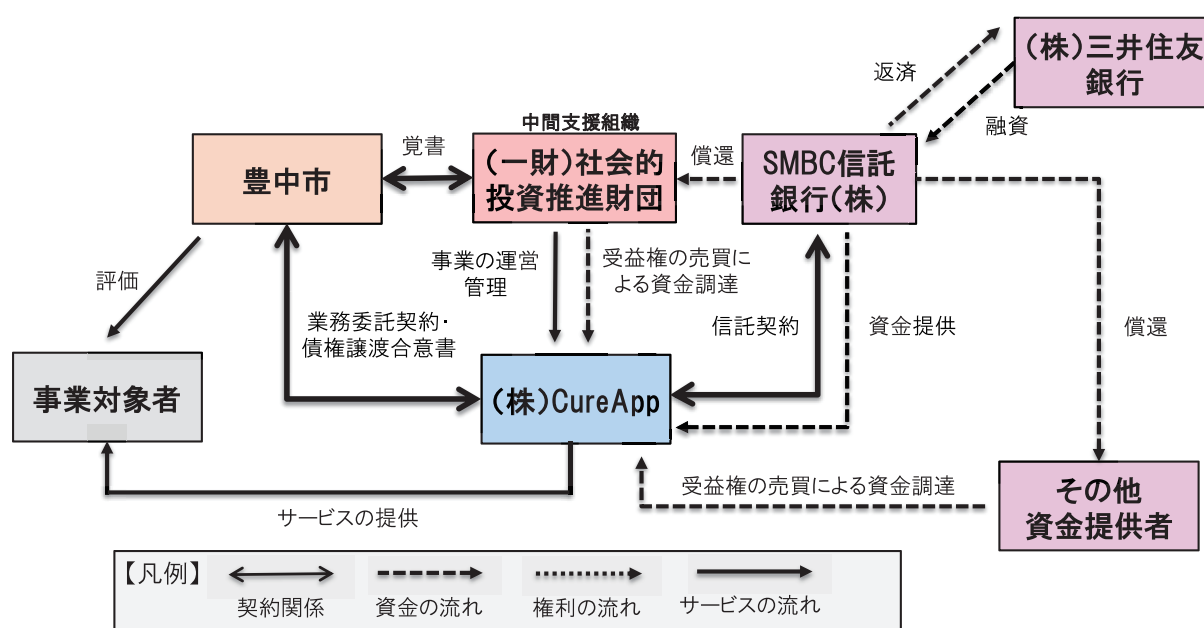
■その他

- ・禁煙支援プログラム参加者数については、参加者一人につき、2 万円を支払う（満額支払われた場合、総委託料の3割水準）。また禁煙継続成功者数については、成功者一人につき、9.55 万円を支払う（満額支払われた場合、総委託料の7割水準）。

③ 便益

- ・禁煙継続した場合の医療費適正化効果（禁煙継続者一人当たりの医療費適正化効果を算定した研究に基づき、450 人が禁煙継続した場合の便益額を約 3.3 億円として試算）

④ スキーム



(出所) 公開情報等より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

9. 川西市他2自治体:広域自治体連携によるSIBヘルスケアプロジェクト

(1)基本情報

分野	ヘルスケア 生活習慣病予防
事業年度	2018年4月～2023年3月（4年間）
事業規模	約1億2,500万円（地方創生推進交付金交付額はその1/2）
外部資金の活用	有り
事業の概要	ヘルスケア産業の活性化、雇用や関連消費増医療費及び介護給付費抑制を目的として、成人の健康無関心層の行動変容を働きかけるヘルスケア事業（健幸ポイントプログラム、生活習慣病予防プログラム等）を実施

(2)ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■成果指標

- ・1～3年目まではアウトプット指標で評価し、4年目以降は、アウトプット評価に加えてアウトカム指標による評価を行う。
- アウトプット指標
 - (ア) プログラムへの参加者数
 - (イ) 継続率
 - (ウ) 身体活動量(歩数)
- アウトカム指標
 - (ア) 生活習慣病関連の健診データ
 - (イ) 医療費抑制効果
 - (ウ) 介護給付費抑制効果

■評価方法

- ・アウトプット指標である継続率や歩数については、対照群は設定しておらず処置群のみの数値を用いて評価を行っている。
- ・アウトカム指標である医療費については、自治体のレセプトデータをもとに、プログラム参加者の医療費と、性別・年代・医療費を揃えた対照群（約3倍）を設定し比較評価する予定である。

■評価に用いるデータの収集方法

- ・アウトプット指標であるプログラムへの参加者数・継続率・身体活動量（歩数）は中間支援団体であるつくばウエルネスリサーチが収集している。
- ・アウトカム指標については、自治体から健診・レセプトのデータを提供する予定。医療費データは自治体が保有している国民健康保険の被保険者のみであり、健保の人は対象外となる。

■その他

- ・第三者評価は筑波大学が行っている。

② 関係者のリスク分担

■目標未達成時のリスク分担

- ・目標未達成時には中間支援団体と事業実施者の支払いが減少することとなっており、この両者がリスクを負担している。

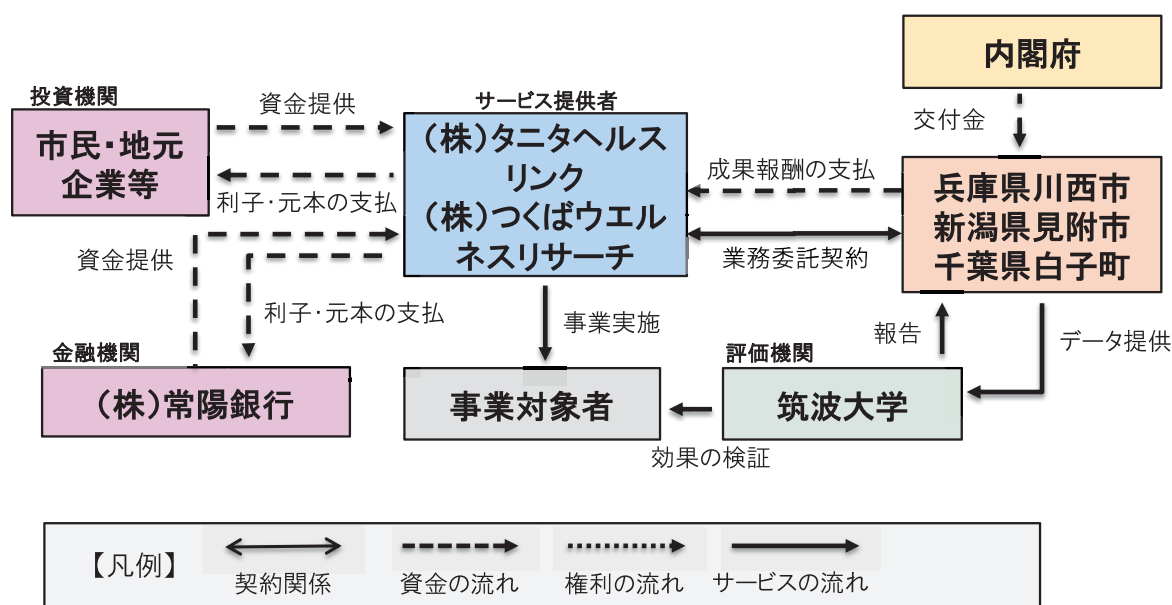
■最低保証額の有無と設定の考え方

- ・評価や固定費の部分は固定での支払いであり、ヘルスケアサービスが成果連動部分となっている。
- ・現在のフェーズはアウトプット指標による評価のため、成果連動部分のウエイトはあまり大きくしていない。

③ 便益

- ・生活習慣予防プログラムの実施により医療費抑制、介護給付費抑制が図られると考えており、医療費抑制についてはプログラムの実践により医療費を一人当たり 5 万円抑制できると推定している。

④ スキーム



(出所) 公開情報等より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

10. 神戸市：糖尿病性腎症等の重症化予防 SIB

(1) 基本情報

分野	ヘルスケア 糖尿病性腎症重症化予防
事業年度	2017年7月～2020年3月（3年間）
事業規模	約3400万円（うち、事業費相当額：約2600万円）
外部資金の活用	有り
事業の概要	糖尿病成人症の重症化予防を目的に、神戸市国民健康保険被保険者で糖尿病ハイリスク者110名を対象とし、受診勧奨および食事療法等の保健指導を実施

(2) ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■ 成果指標

- ・アウトプット指標とアウトカム指標を併用して評価を行っている。

➤ アウトプット指標

（ア）保健指導プログラム修了率

➤ アウトカム指標

（ア）生活習慣改善率

（イ）腎機能低下抑制率

■ 評価方法

- ・成果指標のうち、アウトプット指標に対しては、プログラム修了率を評価する。アウトカム指標のうち、生活習慣改善率については、介入群に対する前後比較で評価を行い、腎機能低下抑制率については、介入群と対照群とのデータ比較を通じた評価を実施。

■ 評価に用いるデータの収集方法

- ・行政が収集するほか、一部のデータはサービス提供者が自ら収集する。中立性の確保にあたっては、第三者評価機関が成果を評価することで対応している。

■ その他

- ・なし

② 関係者のリスク分担

■ 目標に達成時のリスク分担

- ・外部民間資金を活用しており、目標未達時の支払いリスクは、資金提供者が負担している。

■ 最低保証額の有無と設定の考え方

- ・最低保証額は約1000万円（最大償還額の3割水準）としている。設定額の根拠は明示されていない。

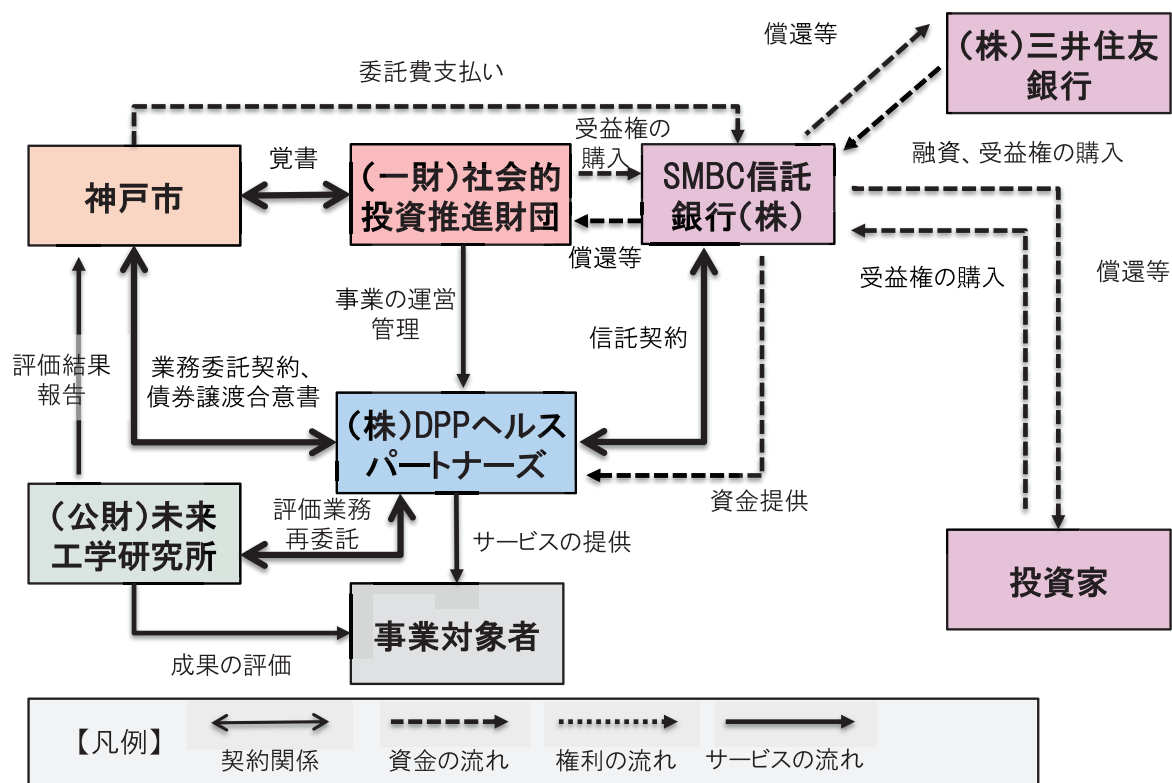
■ その他

- ・信託スキームを活用することで、倒産隔離性の担保の仕組みを採用している

③ 便益

- ・重症化患者の抑制による、将来的な市の国保給付削減額

④ スキーム



(出所) 公開情報等より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

11. 天理市:学習療法による認知症予防

(1)基本情報

分野	ヘルスケア 学習療法による認知症予防
事業年度及び事業規模	2017年 22.9万円 うち4万円がインセンティブ（1会場20名） 2018年 22.9万円 うち4万円がインセンティブ（1会場20名） 2019年 上記の6会場分の予算を計上 ※各年度単年度契約
外部資金の活用	無し
事業の概要	認知症の予防、重症化の抑制に向けた学習療法として、地域住民20名を対象として、「脳の健康教室」を開催した

(2)ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■成果指標

- ・ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトカム指標の三段階の指標を用いて評価する。
それぞれの内容は以下の通り

指標の種類	内容
ストラクチャー指標	☐ 教室サポーターの育成、活動 ・教室サポーター全員の研修受講修了 ・全ての回に参加者20名に対し、5名以上の教室サポーターの出席
プロセス指標	☐ 措置の実施量 ・教室開講回数22回以上 ・参加者の8割以上が、教室開講回数の8割以上教室に出席
アウトカム指標	☐ 健康状態の改善 ・MMSE（認知能力や記憶能力を簡便に検査するもの）の改善（開講前に26点以下だった参加者の8割以上が改善）

■評価方法

- ・ストラクチャー、プロセス、アウトカムをウエイト25%、25%、50%として実績を評価し、成果報酬に反映している。
- ・対照群は設定していない。

■評価に用いるデータの収集方法

- ・データはストラクチャー、プロセスは市が把握している。アウトカムは市の要介護認定者がデータを収集している。

■その他

- ・慶應義塾大学が評価設計のアドバイス（第3者評価機関ではない）を行っている。

② 関係者のリスク分担

■目標未達成時のリスク分担

- ・事業費の資金はすべて事業実施者が用意しており、目標未達成時には成果報酬部分（26万円）が減じられることとなっており、事業実施者がそのリスクを負担している。

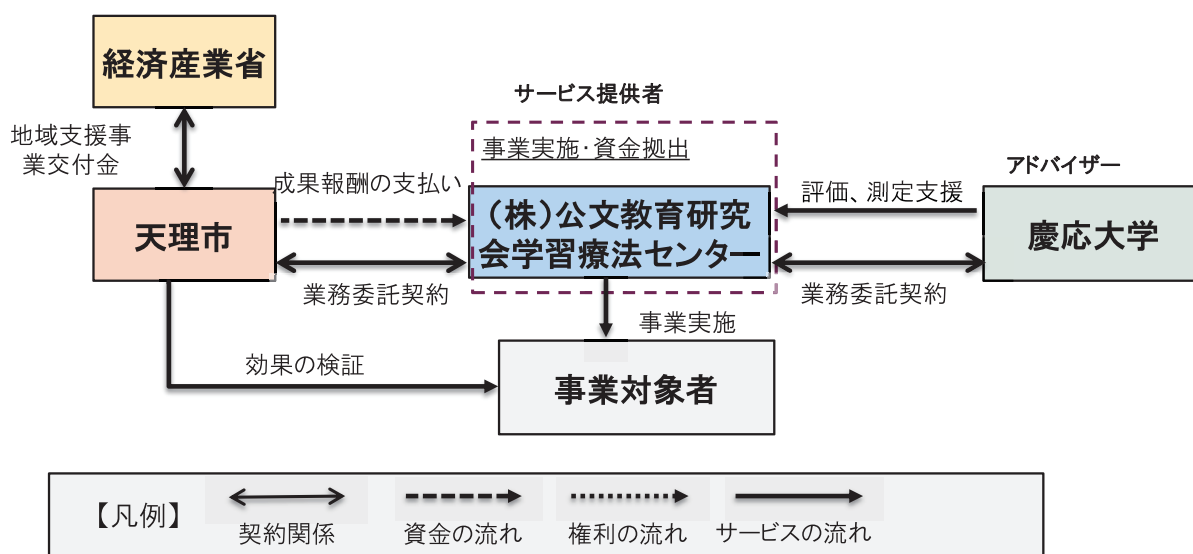
■最低保証額の有無と設定の考え方

- ・2017年、2018年については、最低保証額は設定していない。
- ・2019年度について、成果報酬26万円以外は固定支払いである。成果報酬部分も、ターゲットとなる数値の6割以下でも6割分が最低保証額として必ず支払われる。ターゲットの水準は被検者の状態をスタートとしてどれくらい高められるかを協議により設定した。

③ 便益

- ・便益の金額換算での算定はしておらず、認知機能等の改善が将来的な介護コスト等を与える影響を想定して便益と認識している。

④ スキーム



(出所) 公開情報等より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

12. 岡山市:SIBを活用した健康ポイント事業

(1)基本情報

分野	ヘルスケア 生活習慣病予防
事業年度	2019年4月～2023年3月（約4年間）
事業規模	約3.7億円
外部資金の活用	有り
事業の概要	岡山県岡山市の35歳以上の市民約15,000人が対象。地元の運動、食関連企業等と連携し、生活習慣病予防につながるサービスを展開するとともに、利用者へポイントを付与するなどインセンティブ付けを行うことで、対象者の生活習慣改善、生活習慣病予防を目指す

(2)ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■成果指標

- ・アウトプット指標とアウトカム指標を併用する。

- (ア) プログラムへの参加人数
- (イ) 生活習慣の改善度合い
- (ウ) 参加継続率
- (エ) 健康状態の改善率

■評価方法

- (ア)「プログラムへの参加人数」については、「健康ポイントプログラムの登録者数の実績値」を用いて評価を実施。
- (イ)「生活習慣の改善度合い」及び「健康状態の改善率」については、「プログラム対象者の事業実施前後比較」により評価する。
- (ウ)「参加継続率」については、「いずれかのサービスを週2回以上利用しているプログラム登録者数の実測値」を用いて評価を実施。

■評価に用いるデータの収集方法

- ・「プログラムへの参加人数」及び「参加継続率」については、各事業者より入力された健康ポイントシステムの登録データを用いる。
- ・「生活習慣の改善度合い」及び「健康状態の改善率」については、第三者評価機関が実施する質問紙調査を用いる。

■その他

- ・第三者評価として、一社）日本老年学的評価研究機構が関与。

② 関係者のリスク分担

■目標未達成時のリスク分担

- ・外部民間資金を活用しており、目標未達時の支払いリスクは、事業者と資金提供者で分担している。

■最低保証額の有無と設定の考え方

- ・最低保証額は約 2.7 億円としている。設定額の根拠は明示されていない。

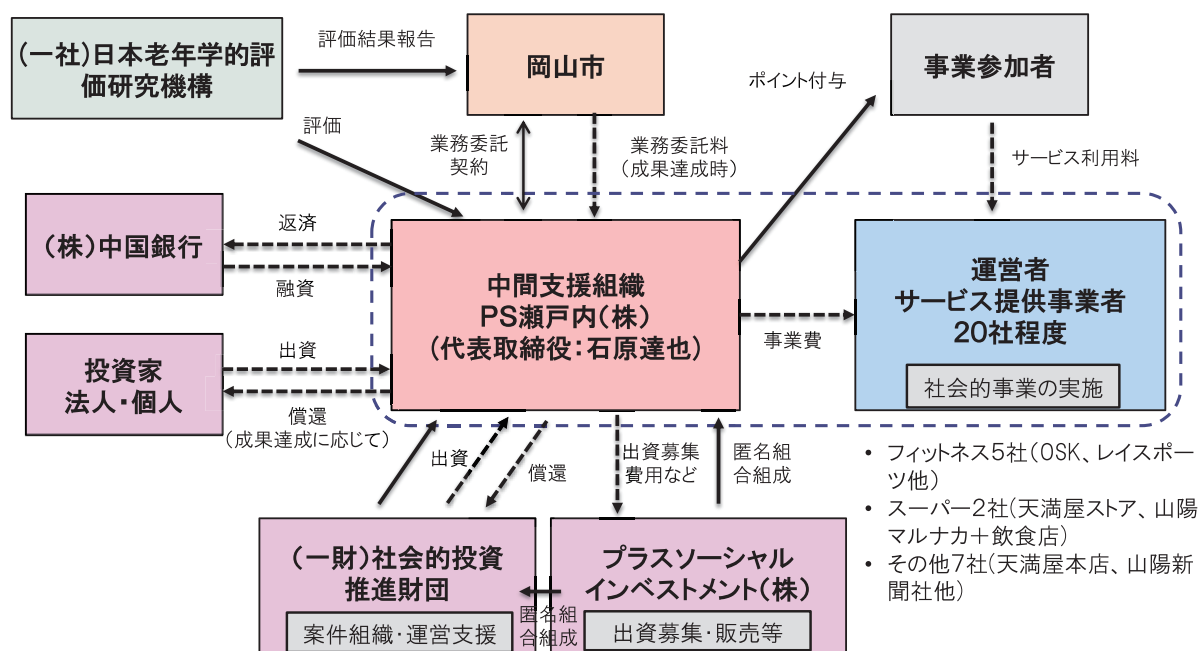
■その他

- ・匿名組合出資スキームを活用することで、他の事業との会計分離を図る仕組みを採用している。

③ 便益

- ・生活習慣病予防による、将来的な市の総医療費削減額。最大の便益額は、約 3.7 億円になると推計される。

④ スキーム



(出所) 公開情報等より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

13. 広島県：大腸がん検診受診率向上 SIB

(1) 基本情報

分野	ヘルスケア 大腸がん検診受診率向上 SIB
事業年度	2018 年 11 月～2021 年 3 月（2 年 5 ヶ月間）
事業規模	約 2230 万円
外部資金の活用	有り
事業の概要	対象者の過去の検診・検査情報について、人工知能を活用して分析。オーダーメイドの受診勧奨を行い、大腸がん早期発見者数の増加を図る

(2) ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■ 成果指標

- ・アウトカム指標のみで実施。

➤ アウトカム指標

- （ア）検診受診率
- （イ）精密検査受診率

■ 評価方法

- ・①と②を組み合わせることにより、広島県のデータに基づいて成果報酬支払表を作成

■ 評価に用いるデータの収集方法

- ・国のガイドラインに基づいて医療機関が市に報告、市が集計し国へ報告するデータを使用。

■ その他

- ・ガイドラインに基づき国に報告するデータを用いているため、第三者評価機関の設置がなくとも客観性は担保されたと関係者が合意した。

② 関係者のリスク分担

■ 目標未達成時のリスク分担

- ・外部民間資金を活用しており、目標未達時の支払いリスクは、最もリスクの大きな部分は事業者、最も少ない部分は個人投資家が負担している。

■ 最低保証額の有無と設定の考え方

- ・最低保証額は約 388 万円としている。最低保証額の根拠は、封入・郵送等の諸経費とされている。

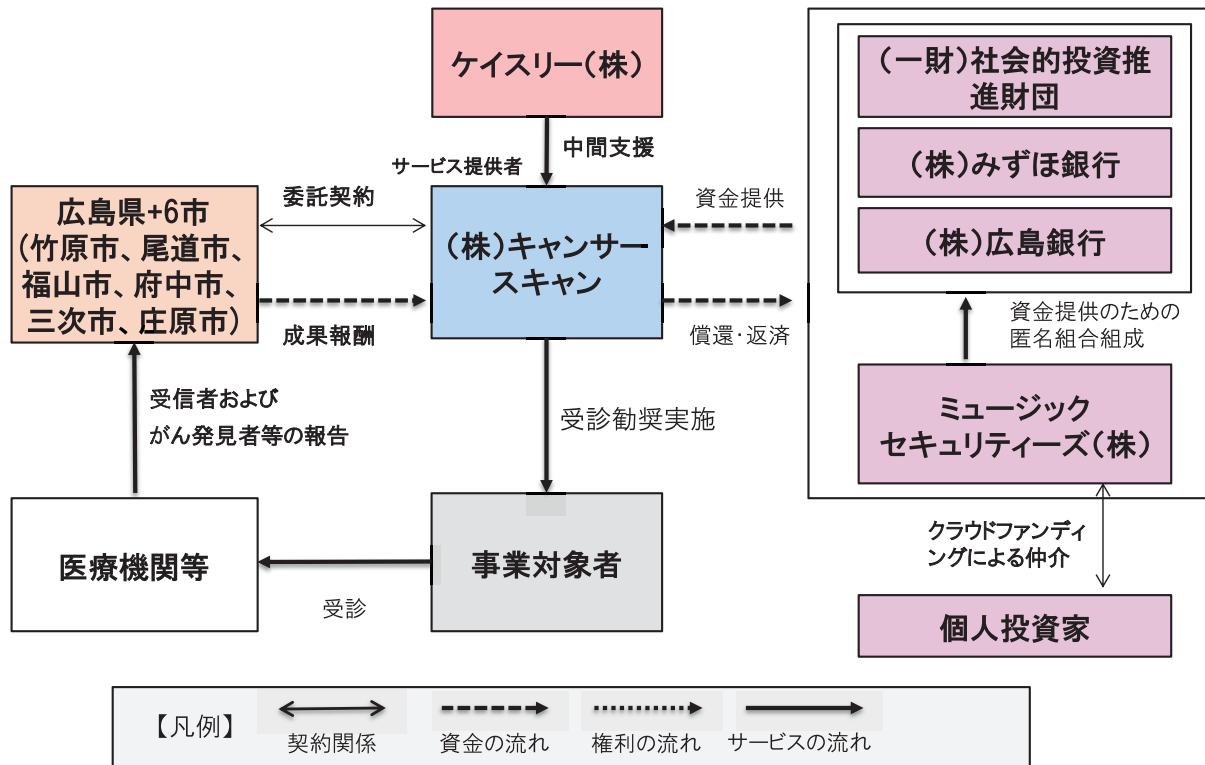
■ その他

- ・匿名出資組合スキームを採用することにより、会計分離を図っている。

③ 便益

- ・ 大腸がん進行に伴う医療費増大にかかる抑制額

④ スキーム



(出所) 公開情報等より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

14. 美馬市：美馬市版SIBを中心とした健康のまちづくりプロジェクト

(1) 基本情報

分野	ヘルスケア 健康増進・介護予防
事業年度	2019年4月～2022年3月（4年間）
事業規模	・SIB事業年間運営経費 約4150万円 ・SIB事業構築経費 約840万円
外部資金の活用	有り
事業の概要	姿勢の悪さや慢性的な痛みを感じる20歳以上の市民1,800人（病気、けがで既に治療中の者、要支援・要介護の者等を除く。）が対象。 運動プログラムの実施に加え、栄養補給や日々の活動データの見える化を実施し、運動機能の改善や運動習慣の定着を図る

(2) ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■ 成果指標

- ・アウトプット指標とアウトカム指標を併用。
- アウトプット指標
 - （ア）運動習慣のないプログラム参加者のうち、運動習慣を持つようになった者の実数及び運動習慣化率（SIB支払いに用いるKPIは、年間60%以上の目標水準）。
- アウトカム指標
 - （ア）プログラム参加者のうち、65歳以上の者で、厚労省「介護予防マニュアル改訂版」中、「基本チェックリスト」の運動機能に関する3/5項目以上該当者の改善率（SIB支払いに用いるKPIは、3/5項目以上の該当者の70%が2項目以下となる目標水準）。

■ 評価方法

- ・アウトプット指標については、プログラムへの参加人数/月を評価。
- ・アウトカム指標については、質問票（第三者評価機関監修）を用いた介入前後の比較。達成水準への到達度合いについては市にて判断。

■ 評価に用いるデータの収集方法

- ・アウトプット指標については、事業者による計測値を活用。
- ・アウトカム指標については、事業者により収集した質問票を活用し、市にて評価を実施（※ウェアラブル端末によるデータ収集を並行するが、あくまで参考値として収集。）。

■ その他

- ・第三者評価は行わず、第三者評価機関の関与は調査票作成の監修にとどまる。
- ・日本総研が市にて測定結果を評価する上での支援を実施。

② 関係者のリスク分担

■目標未達成時のリスク分担

- ・償還額のうち、固定費払いが約 90%、成果連動部分が約 10%の構成となっている。目標未達時の詳細な負担者及び金額は非開示。

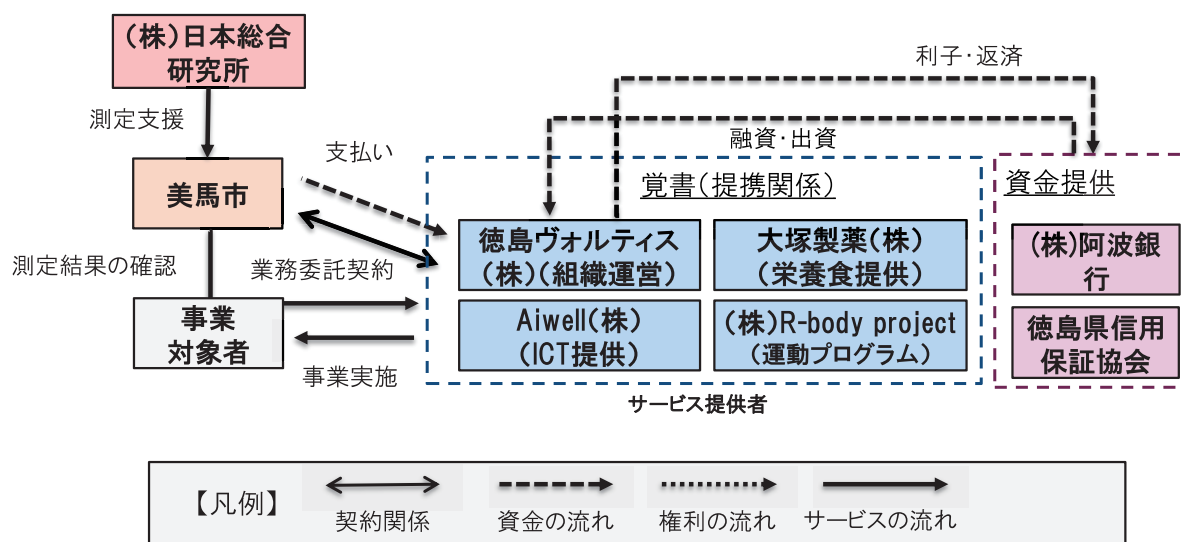
■最低保証額の有無と設定の考え方

- ・事業者に対しては、最低保証額 400 万円の 10%をインセンティブとしている。

③ 便益

- ・医療費抑制額及び介護給付費抑制額を便益としている。ただし、詳細な便益額は非開示。

④ スキーム



(出所) 公開情報等より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

15. 西条市：西条市版 SIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)

(1)基本情報

分野	特産品開発、商業地域活性化
事業年度	2018 年～（単年度補助事業として毎年実施）
事業規模	50 万円～100 万円（補助事業 1 件あたり）
外部資金の活用	あり
事業の概要	西条市特産品開発事業、西条市商業地域等活性化事業に取り組む採択事業者が民間出資で調達した資金をもとに事業を行い、事業期間終了時に成果を達成した場合、補助金を原資とした分配金が出資者に償還される

(2)ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■成果指標

- ・補助事業ごとに設定（主にアウトプット指標が採用される（例：補助事業を通じて開発する商品の“開発した商品の販売開始”“新規雇用人数”“イベント出展の階数”等））

■評価方法

- ・補助事業の採択時に、事業者と協議のうえで審査委員会が設定した成果指標について、事業終了時に、事業者から成果を報告する。

■評価に用いるデータの収集方法

- ・原則的に事業者がデータを収集する。

■その他

- ・アウトプット指標を中心に成果指標が設定される理由としては、事業期間が単年度であることによる。

② 関係者のリスク分担

■目標に達成時のリスク分担

- ・外部民間資金を活用しており、目標未達時の支払いリスクは、資金提供者が負担している。

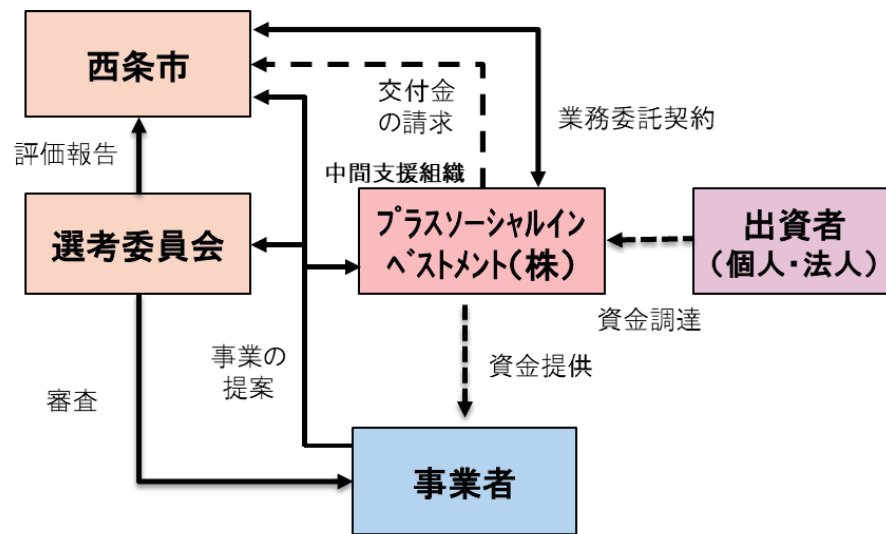
■最低保証額の有無と設定の考え方

- ・最低保証額は設定していない。

③ 便益

- ・便益の考え方は設定されていない。

④ スキーム



(出所) 公開情報等より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

16. 大牟田市:大牟田市要支援・要介護者自立支援・重度化防止業務委託

(1)基本情報

分野	介護予防
事業年度	2019 年～2023 年 3 月（4 年間） （履行期間：2019 年～2022 年 7 月、評価期間：2019 年～2023 年 7 月）
事業規模	約 1,364 万円
外部資金の活用	公募
事業の概要	市内介護サービス提供施設における介護度進行の抑制

(2)ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■成果指標

- ・事業化検討段階で特定のサービス提供者を想定しておらず、サービス内容が不明であることから、アウトプット指標を設けることは困難。そのため、アウトカム指標（対象者の要支援・要介護度の改善維持率）と中間アウトカム指標のみを提示。
- ・サービス提供者等の参画ハードルを下げるために、事業者が提案した中間指標に基づいて対価の一部を支払うという仕組みを導入。

■評価方法

- ・中間アウトカム指標である継続率や歩数については、対照群は設定しておらず処置群のみの数値を用いて評価を行っている。
- ・アウトカム指標である医療費については、プログラムに参加していない個人のデータの提供を自治体側から受け、これを対照群として評価を実施する予定である。
- ・アウトカム指標の評価については、大牟田市が実施。

■評価に用いるデータの収集方法

- ・中間アウトカム指標の測定方法については事業者からの提案に応じ、アウトカム指標については行政にて収集されたデータを活用する。

■その他

- ・成果指標、体制について公募し、すべて事業者にて提案する形式を採用している。

② 関係者のリスク分担

■目標未達成時のリスク分担

- ・支払条件はあらかじめ大牟田市にて仕様書に定めて記載。公開資料では以下の通り。

成果指標	支払基準
令和元年度	基準を満たした場合、2,470 千円を支払う。

成果指標	基準を満たさなかった場合は支払わない。											
令和２年度 成果指標	基準を満たした場合、2,470千円を支払う。 基準を満たさなかった場合は支払わない。											
令和３年度 成果指標	基準を満たした場合、6,193千円を支払う。 基準を満たさなかった場合は支払わない。											
令和４年度 成果指標	表に基づき、令和４年度成果指標の実績値に応じて支払う											
	対象者の要支援・要介護度の改善維持率	10%	11%	12%	13%	14%	15%	16%	17%	18%	19%	20%
	対価（千円）	1,044	1,191	1,337	1,484	1,631	1,777	1,924	2,071	2,217	2,364	2,511

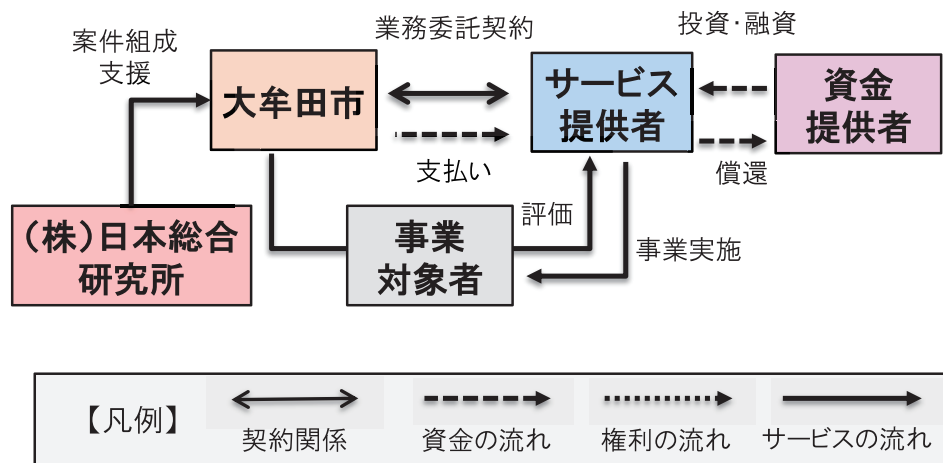
■最低保証額の有無と設定の考え方

- ・支払条件はあらかじめ大牟田市にて仕様書に定めて記載。上記表の通り。

③ 便益

- ・プログラムの実施により介護給付費抑制が図られると考えているが、詳細な削減額が不明。

④ スキーム



(出所) 公開情報等より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

17. 福岡市他6自治体:学習療法及び脳の健康教室による認知症改善・予防

(1)基本情報

分野	ヘルスケア 認知症予防・改善
事業年度	2015 年 7 月～2016 年 9 月
事業規模	非公表
外部資金の活用	無し
事業の概要	認知症重症化予防（要介護度認定者）、予防（健常者）を対象として、介護領域における SIB モデルの適用の可能性を探るため、複数の基礎自治体および介護施設の協力の元、要介護認定者、要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者を対象に、学習療法（または脳の健康教室）」を実施した

(2)ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■成果指標

・アウトカム指標のみを設定。

➤ 対象 A:要介護認定者の一部

(ア) 要介護認定を受けた人々の一部を対象として、要介護認定基準と、二次指標として FAB(前頭葉機能検査)、MMSE(認知症テスト)、EQ-5D(健康関連 QOL の評価尺度)を用いて評価。

➤ 対象 B:要介護認定者の一部

(ア) 要介護認定を受けた人々の一部及び要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者を対象として、FAB(前頭葉機能検査)、MMSE(認知症テスト)、EQ-5D(健康関連 QOL の評価尺度)、SROI アンケート(主観的判断指標及び家族や施設職員を対象としたアンケート)を用いて評価。

図表 9 事業対象者と評価指標

各実施事業参加者 (対象者)		参加人数	評価担当	分析項目
学習療法参加の要介護認定者	施設入所者	30名 (対象群29名)	慶應義塾大学 医学部 (A群担当)	要介護認定一次判定時間・その他二次指標 (FAB/MMSE、EQ-5D等)
	施設通所者	39名	慶應義塾大学 政策・メディア 研究科 (B群担当)	FAB/MMSE、EQ-5D、SROIアンケート (主観的判断指標および家族や施設職員対象アンケート)
脳の健康教室参加の65歳以上高齢者	各公民館などでの参加者	62名		FAB/MMSE、EQ-5D、SROIアンケート (主観的判断指標および家族やボランティア対象アンケート)
		369名		

(出所) 慶応 SFC 研究所、日本財団「事業報告書 SIB 実証事業-公文の学習療法および脳の健康教室による認知症改善・予防- (2016 年 10 月 12 日)」

■評価方法

- ・対象 A については、措置群と対照群（措置を行わなかった人々）を対象とした分析的観察研究により効果を比較して検証した。
- ・対象 B については、対照群は設定していない。

■評価に用いるデータの収集方法

- ・成果指標の収集、測定は慶應義塾大学医学部及び政策・メディア研究科が行った。

■その他

- ・第三者評価は慶應義塾大学医学部及び政策・メディア研究科が行った。

② 関係者のリスク分担

■目標未達成時のリスク分担

- ・パイロット事業であるため成果連動型の支払いは行われておらず、リスク分担はなされていない。

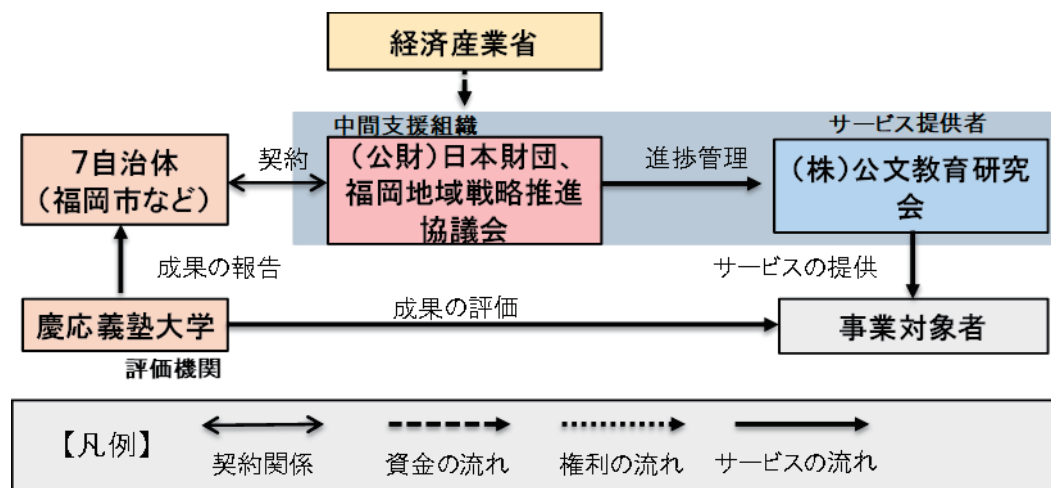
■最低保証額の有無と設定の考え方

- ・上記の通り成果連動型の支払いは行われていないため最低保証額も設定されていない。

③ 便益

- ・プログラムの実施により、介護保険サービス利用額の削減額（期待増分便益から増分費用を差し引いた差分）として、一人当たり 20 万円近い抑制効果が期待できると推定している。

④ スキーム



（出所）公開情報等より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

18. 福岡市:適正服薬推進事業

(1)基本情報

分野	ヘルスケア 重複, 多剤, 併用禁忌服薬者の服薬状況の改善
事業年度	2019 年度～2021 年度 (約 3 年間)
事業規模	約 5,655 万円 (うち固定支払額は約 981 万円)
外部資金の活用	受託する事業者が必要に応じて資金調達可否を判断
事業の概要	・ 重複、多剤、併用禁忌服薬者約 10,000 人を対象 ・ 対象者の服薬情報に関する通知書を送付し、医療機関や薬局への相談を促すことで、適正服薬を推進。

(2)ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■成果指標

- ・アウトカム指標のみを使用。
- アウトカム指標
 - (ア) 重複服薬者改善率
 - (イ) 併用禁忌服薬者改善率
 - (ウ) 医療費適正化効果(医薬品にかかる医療費の削減割合)。

■評価方法

- ・対象者に服薬情報通知書を年 4 回送付し、服薬適正化を促す。第 1 回、第 2 回の通知書送付の際には通知書を送付する群とは別に通知書を送付しない群を一定数設定し、勧奨効果を比較する RCT 手法を採用。
- ・九州大学により、第三者評価（サンプリングによる検証等）を行う。

■評価に用いるデータの収集方法

- ・福岡市においてレセプトデータを収集し、受託者は提供されるレセプトデータの分析を実施する。

■その他

- ・プロポーザル方式による公募を実施し、事業者を選定。3 事業者による応募が見られた。

② 関係者のリスク分担

■目標に達成時のリスク分担

- ・最低基準の目標未達時は、事業者への成果連動支払い分の報酬はゼロとなる。

■最低保証額の有無と設定の考え方

- ・最低保証額を設定。設定の考え方については、未公開。

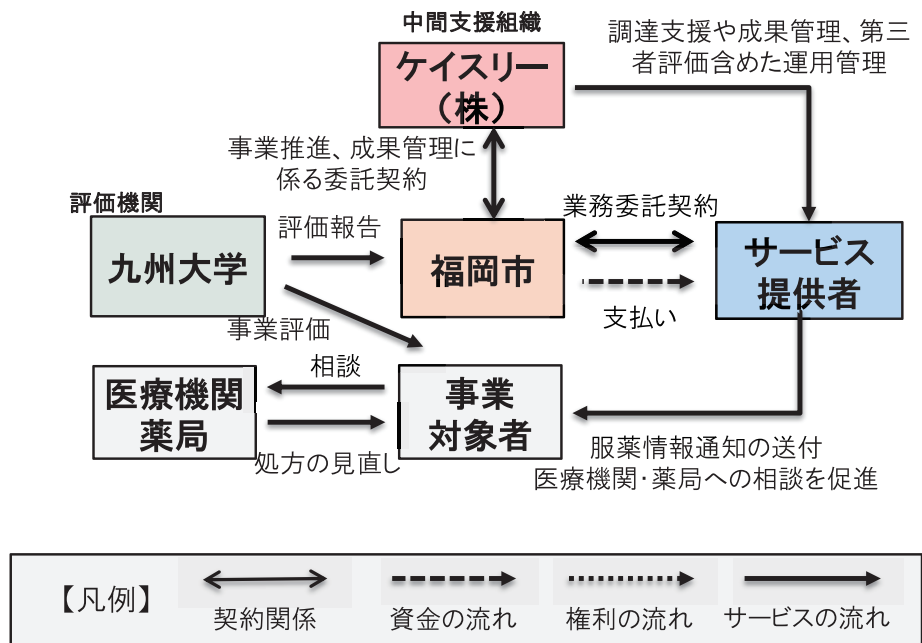
■その他

- ・なし。

③ 便益

- ・適正服薬の推進による、医薬品に係る医療費の削減額。

④ スキーム



(出所) 公開情報等より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

19. 合志市リハ専門職によるアセスメントを通じた要支援高齢者等の自立支援・健康寿命の延伸

(1) 基本情報

分野	介護予防
事業年度	2018 年度（5 か月間）
事業規模	約 900 万円
外部資金の活用	あり
事業の概要	理学療養士による介護保険事業利用希望者へのサポート、住宅改修・福祉用具貸与への適切な助言により、生活自立支援プログラムの参加向上等を図る

(2) ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■ 成果指標

- ・アウトカム指標とアウトカム指標を併用。
- アウトプット指標
 - (ア) 理学療法士による窓口対応件数
 - (イ) 訪問アセスメント件数
 - (ウ) 福祉用具・住宅改修点検件数
- アウトカム指標
 - (ア) 自立支援プログラム参加者数
 - (イ) 不要な福祉用具・住宅改修の是正件数

■ 評価方法

- ・プログラムを実施しなければ一部の人が重症化していくことを想定し試算データをベースラインとして設定。ベースラインと介入群を比較。

■ 評価に用いるデータの収集方法

- ・データの収集は、合志市が収集するとともに、第三者評価機関が評価を行うことで、客観性を担保している。

■ その他

- ・データ欠損値（データ未収集の参加者）に対する評価にあたっては、外部専門家と連携の上で統計的推計を行う可能性あり。

② 関係者のリスク分担

■ 目標に達成時のリスク分担

- ・事業費のうち、約 400 万円は事業者が自己資金で賄っており、成果目標未達成時にはリスクを負うスキームとなっている。

■最低保証額の有無と設定の考え方

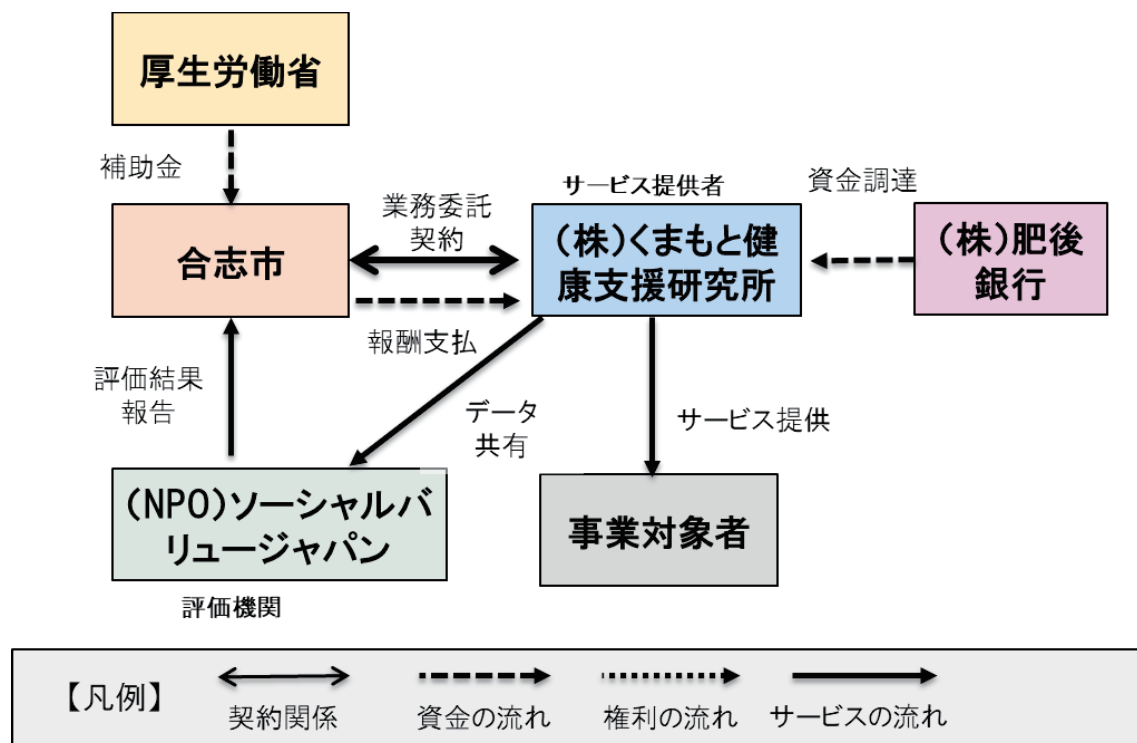
- ・最低保証額は 400 万円（厚労省からの補助金相当）。

■その他

③ 便益

- ・介護費抑制額（便益額は、約 2 千万円として試算）

④ スキーム



（出所）公開情報等より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

20. 大分県別府市他2市:AI等の活用による不適切服薬是正事業 SIB

(1)基本情報

分野	ヘルスケア 不適切服薬是正
事業年度	2018年12月～2019年1月に介入実施
事業規模	非公表
外部資金の活用	無し
事業の概要	不適切な服薬を是正し、医療費削減と健康増進を図ることを目的として、個人を特定した個別通知として、重複服薬をしている患者に「お薬相談通知」を送るとともに、個人を特定しないチラシ配布を実施。個別通知の対象者はAIを活用したレセプトデータの解析により抽出した

(2)ポイント

① 成果指標及び評価手法など

■成果指標

- ・アウトカム指標のみを使用。プロセス指標としてのアウトプット量の目標値設定などは特になされていない。

➤ アウトカム指標

(ア) 削減薬剤数

■評価方法

- ・介入対象者の重複服薬変化量と、前年同時期の非介入の重複服薬変化量の比較（差の差分析）により介入による削減薬剤数を算出した。

■評価に用いるデータの収集方法

- ・評価にはレセプトデータの自治体からの提供を受けて実施した。

■その他

- ・第三者評価はNPO法人ソーシャル・バリュー・ジャパンが行った。

② 関係者のリスク分担

■目標未達成時のリスク分担

- ・事業実施者と資金提供者兼中間支援者への支払額が成果指標の達成状況に応じて変動することとなっており、この両者が目標未達成時のリスクを負担する。
- ・医療費削減額（1年分）を45,437円と試算し、その効果が3年持続すると仮定して1剤136,310円×削減薬剤数＝報酬となるように支払い条件を設定している。

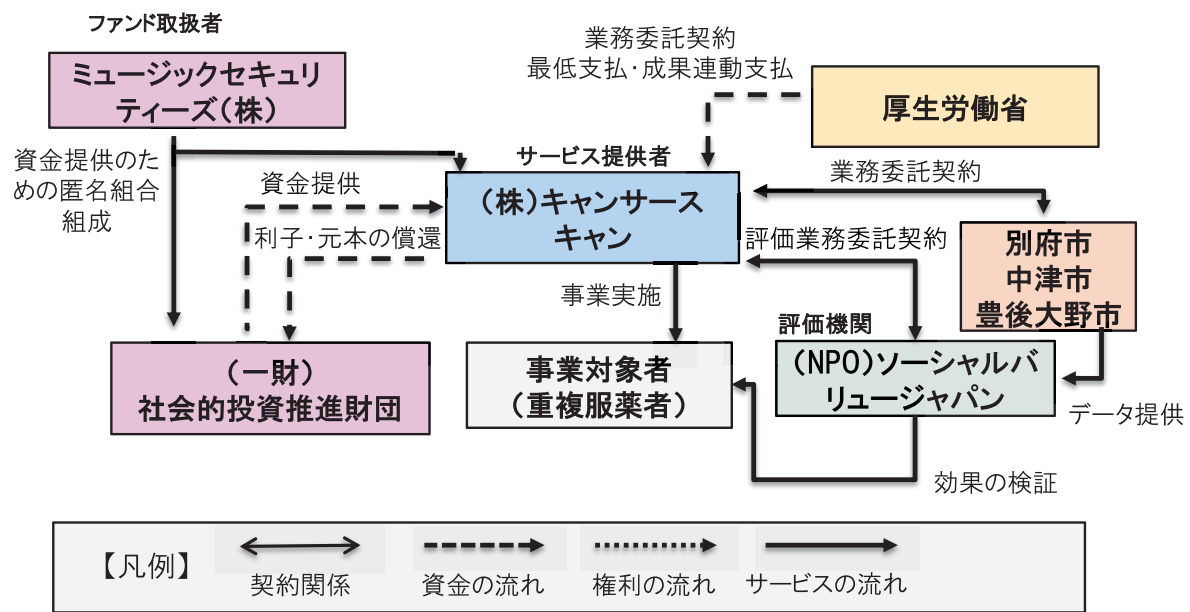
■最低保証額の有無と設定の考え方

- ・資金提供者の損益分岐点450万円、事業実施者の出資金429万円に対し、それぞれ200万円が最低保証額となっている。
- ・最低保証額の設定根拠は公開されていない。

③ 便益

- ・ 前述の通り、過去の実績から重複服薬 1 剤削減につき医療費削減額（1 年分）が 45,437 円と試算されている。

④ スキーム



(出所) 公開情報等より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

Ⅳ ステークホルダー・ワークショップ実施概要

1. ワークショップ実施概要

(1)実施概要

- ・ これまでに実施された SIB／PFS 案件の情報に対する共通理解の醸成、及び今後の対応策の方向性の明確化、共有を目的としたステークホルダー・ワークショップを実施した。
- ・ ワークショップの出席者は、主に中間支援組織の立場から案件組成に関わる主体であり、実施概要は、以下に示すとおりである。

日時 2019 年 8 月 30 日 13：30～17：00

場所 日本財団ビル 2 階 会議室

(2)ワークショップの論点

- ・ 事務局より、国内の主な PFS/SIB 事業の事例調査報告を行ったうえで、PFS/SIB 案件組成における論点についての議論を行った。
- ・ 主な議論の論点は、以下の通りである。

① 評価デザインについて

- ・ どのような場合に簡素な評価を行い、どのような場合に精緻な評価を行うべきか

② データと評価について

- ・ データの収集方法や種類に応じて信頼性が異なるため、信頼性確保のために、データの特性に応じてどのような取組が求められるか
- ・ 様々な理由によりアウトカム指標の設定が困難で、アウトプット指標による評価を行う場合に、どのような理由で、どのような対応策を講じている場合に認め得るか
- ・ 評価の客観性を担保するため第三者評価機関の設置について、さまざまな理由により設置しない場合、どのような理由で、どのような対応策を講じている場合に認め得るか

③ 償還とリスク分担について

- ・ 償還費用の設定において最低保証額は必要か、最低保証設定の適切な考え方は何か
- ・ 最低保証額に含めるべき費用及びその適切な考え方は何か
- ・ 各事業スキームに応じて望ましいリスク分担はどのような形態か

2. ワークショップにおける議論の概要

(1) 評価デザインについて

① 評価デザインの妥当性

a. 現状

- ・ 多くのPFS/SIB事例においては介入群の前後比較をはじめとする評価手法が採用されている(図表 10 参照)。対照群との比較を行わないことにより、評価の正確さが担保されづらいなかで、前後比較が採用されている背景としては評価にかかるコストの問題や倫理的な問題が挙げられる。また、正確さを追求する過程で評価デザインが複雑化する場合、関係者間の合意形成が行いづらくなるなど、実務上の課題もみられる。
- ・ 評価手法については、主に正確さの観点から、外部要因を排除しうるRCT等、対照群を設定した評価を理想に位置付ける考え方がある。一方で、評価の正確さが担保されない場合でも、事業規模が小規模であったり、事業者にとっての歪んだインセンティブにつながらない場合であればRCTを理想に位置付ける必要性はないという考え方もある。

図表 10 評価デザインの類型及び既存事例の適用状況

評価デザイン	分析方法	主な該当事例（中間支援組織）
①前後比較	対象者の実施前後のデータを比較することで効果を測定する方法。	・ 川西市他 2 自治体（継続率・歩数）（つくばウエルネスリサーチ） ・ 八王子市（実績値からベースライン設定）（ケイスリー） ・ 多摩市（ヒストリカル手法）（ケイスリー） ・ 神戸市（生活習慣改善率）（SIIF） ・ 佐倉市（日本ファンドレイジング協会） ・ 岡山市（PS 瀬戸内） ・ 美馬市
②（事後の）単純比較	実施後のみのデータを用いて効果を測定する。	—
③差の差分析	対象者および非対象者のそれぞれについて、事業実施前後のデータを用いることで、トレンド要因を取り除いたうえで効果測定する。	・ 川西市他 2 自治体（継続率・歩数）（つくばウエルネスリサーチ） ・ 大分県

④ <u>マッチング</u>	対象者と非対象者のなかから、特性に似通った個人をマッチングして効果を測定する方法。	・神戸市（腎機能低下抑制率）（SIIF）
⑤ <u>ランダム化比較試験</u>	対象者の実施前後のデータを比較することで効果を測定する方法。	・福岡市（適正服薬推進事業）

b. 課題

- ・ 国内では事業成果に対する評価に対してコストをかける行政の文化がまだ根付いていないこと及び妥当と判断できるコストの水準についての、合意や目安がないことが、適切な評価デザインに対する議論を行う上での課題となっている。
- ・ また、評価に係るコストは固定的にかかる傾向があり、PFS/SIBの事業規模全体が大きくなる場合、相対的に許容しやすい水準になる。日本におけるPFS/SIB事業の規模が大きくなるうえで、行政における予算組成の考え方（過年度の予算規模を踏襲、単年度予算主義）が課題となっている。

c. 対応の方向性

- ・ 先行するアメリカでRCTが普及している背景としては、社会的インパクト・パートナーシップ法⁹（以下、「SIPRA」という。）による推奨及び支援の裏付けがある。日本においても有効性が期待できる。
- ・ 評価にコストをかける意識づけについては、補助金などによりその費用を政府が負担することにより、自治体の意識が変わるきっかけになる可能性がある。

⁹ アメリカにおいて 2018 年に超党派で成立した Social Impact Partnerships to Pay for Results Act（SIPRA）と呼ばれる法律。PFS 含むアウトカム志向のファイナンスや社会的インパクト・パートナーシップを促進することを目的としている。

(2)データと評価について

① 評価の客観性とデータの信頼性確保

a. 現状

- ・ 評価の客観性はデータの収集主体によって異なるが、既存事例では各事情に応じて評価主体が異なっている(図表 11 参照)。
- ・ データの信頼性についても、収集主体やその収集方法に応じて異なり、既存事例では客観的な数値データを用いるケースが多い(図表 12 参照)。
- ・ インプットの妥当性を担保することと、評価の客観性を担保することは、適切な評価デザインと同様に、正確な評価を行ううえで重要な要素である。PFS/SIB事業においても、正確な評価の実施に向けた工夫がされてきた。
- ・ 客観的な評価を行う上では、第三者評価機関が評価を実施することが考えられるが、第三者評価機関を設置しない事例においても、性悪説に立ち、事業者による恣意的なデータ収集ができないような工夫(動画でデータの収集の妥当性をチェック可能とする等)や、行政が収集するデータを用いて評価するなどの工夫をしている事例もみられる。
- ・ 一方で、評価機関を設置する場合でも、事業者からの委託により評価を行っている場合は、評価機関の第三者性に疑問が持たれる場合もある。

図表 11 データの収集主体と適用事例の整理

収集主体	概要	特性	主な該当事例 (中間支援組織)
<u>第三者 評価機関</u>	・ 当該事業のために第三者評価機関がモニタリング等により収集したデータ	適切な手法で収集された統計の場合、中立性、精度は高い	・ 福岡県福岡市他 7 自治体（日本財団、福岡地域戦略推進協議会） ・ 川西市他 2 自治体（つくばウエルネスリサーチ）
<u>公的機関 (自治体等)</u>	・ 公的統計等（公的統計及び業務取得情報として経常的に整備されている指標） ・ 当該事業のために公的機関がモニタリング等により収集したデータ	中立性については担保されているが、精度は統計によって異なる場合	・ 八王子市（ケイスリー） ・ 多摩市（ケイスリー） ・ 広島県（ケイスリー） ・ 天理市（ソーシャルバリュージャパン）

事業者	・事業を実施する事業者が事業を通じて自ら収集したデータ	中立性が担保されておらず、精度も事業者やケースによって異なる	・佐倉市（日本ファンドレイジング協会） ・東近江市（東近江三方よし基金） ・神戸市（最終成果指標除く）（社会的投資推進財団） ・美馬市（日本総合研究所） ・大牟田市（最終アウトカム除く）（日本総合研究所）
------------	-----------------------------	--------------------------------	--

※留意点：公開情報から判断できる事例のうち一部のみ分類

図表 12 データの収集方法と適用事例の整理

収集主体	概要	特性	主な該当事例 (中間支援組織)
客観的な数値データ	公的統計等の数値指標	・中立性、精度について信頼性が高い	多数
アンケート等によるデータ（他者診断）	問診票など当該事業に即して設計された手法により、事業者や第三者評価機関などが作成したデータ	・手法の標準化の程度により精度が異なる ・データ作成者が事業者の場合、中立性確保のための対応が必要	・佐倉市（日本ファンドレイジング協会） ・神戸市（社会的投資推進財団） ・池田市、天理市（ソーシャルバリュージャパン）
アンケート等によるデータ（自己診断）	問診票など当該事業に即して設計された手法により、サービス対象者本人が作成したデータ	手法の標準化の程度により精度が異なり、データ作成者がサービス対象者本人のため、標準化が困難	・美馬市（日本総合研究所）

※留意点：公開情報から判断できる事例のうち一部のみ分類

b. 課題

- ・ 行政からの委託で評価が行われることが望ましく、コストをかけて評価を行うことについて

の行政の理解の促進が課題である。

- ・ 併せて、PFS/SIB事業の評価業務を、ビジネスとして生業にできる、中間支援組織の育成が課題といえる。

c. 対応の方向性

- ・ 評価機関の第三者性やデータおよび評価手法の妥当性に求められる水準については、社会的にオーソライズされた目安を示す必要があり、ガイドラインの作成などを通じて整理することが考えられる。
- ・ 評価コストに対する自治体の意識を変えていくには、アウトカムファンドに代表されるような、政府から自治体への補助の仕組みが有効と考えられる。また、PFS/SIBの評価単独として捉えるのではなく、EBPMや行政評価の推進の文脈に位置づけ、意識改革を図る姿勢も必要になると考えられる。

② 適切な評価指標の設定

a. 現状

- ・ PFS/SIB事業の評価指標として捉えた場合、最終的な成果指標としてはアウトカム指標を用いることが前提である。
- ・ 多くの事例では、アウトプット指標とアウトカム指標が併用されているが、アウトプット指標を中間的な指標として位置付けたり、アウトプットとアウトカムのつながりが論理的に整理されているという前提において、アウトプット指標を用いることは問題がないとみなされる。

b. 課題

- ・ 行政が行う事業の中には、アウトカムとアウトプットの関連が不明確な事業もあると考えられる。また、PFS/SIBが単年度事業等の場合、アウトプット指標を中心とした事業条件が採用されることも考えられる。そのような指標を用いた評価が許容されるのか、考え方の整理が必要である。

(3)償還とリスク分担について

① 最低保証額の必要性及び考え方

a. 現状

■最低保証額

- ・ 既存の事例の多くでは、これまでに様々な考え方によって最低保証額の設定がされてきた(図表 13 参照)。今後、PFS/SIBの普及に向けては、既存の PFS/SIB 事業における最低保証額設定に係る考え方の背景や課題等について再度整理するとともに、政府が中心となって最低保証額設定に係る方針等をガイドラインにて示していくことが望ましい。
- ・ 最低保証額の考え方が用いられてきた背景としては、現在の行政の予算の考え方の中に、リスクに対するプレミアの考え方がないことが挙げられる。また、資金調達のバリエーションを確保する観点から、銀行等の金融機関からの資金調達を行いやすくすることを目的として、最低保証額が導入されている側面もある。
- ・ 今後、事業規模の大型化に伴って、投融資等の資金提供の種類や最低保証額設定の有無、設定額の多寡の組み合わせに応じて、多様なリスク分散方法が検討されることになる。当該検討時の考え方についても可能な範囲で蓄積及び共有されることで、資金提供者の多様性の確保へとつながるとともに、さらに新たな大型案件検討時の参考になることが期待される。

■支払い条件

- ・ アウトカムの達成に向けたアプローチの手段が多様な場合については、事業の提案によりアウトプット指標や中間アウトカム指標が変わる可能性もある。そのため、(現時点で、公募はそれほど普及していないが)PFS/SIB事業の公募を行う上で、成果指標や詳細な支払い条件を行政側で規定するか、事業者に提案を求めるかについても論点となる。
- ・ 公募を前提とする場合、特定の事業者を想定することなく成果指標や支払い条件を行政側で設定することとなる。そのため、特定事業者の過去の実績などから妥当な中間アウトカム指標(アウトプット指標)を設定することができない。したがって、行政側では「アウトカム指標」及び「指標達成に紐づく支払額」のみを規定し、詳細な支払い条件については民間からの提案に委ねることになる。このような規定方法の場合、「成果への対価を支払う」という本来の PFS の考え方には近い一方で、アウトプット指標の設定がなく、かつ成果指標に紐づく支払い額の妥当性が低いと判断される場合には、民間事業者の参画は限定的になり、ときには事業不調となるリスクをはらむことに留意が必要である。
- ・ 一方で、詳細な成果指標や支払い条件を行政側で設定する場合、新規分野において事業を組成する場合には、特定の事業者を想定したうえで、過去の実績等から成果指標及び支払い条件を設定せざるを得ない。そのため、事業参入機会の公平性が損なわれる可能性がある。ただし、既存事例に関連する PFS/SIB 事業を検討する場合には、他都市の類似事例を参考に設定できるため、必ずしも特定事業者を想定する必要はなくなる。
- ・ 上記の事業不調リスクの軽減及び事業参入機会の公平性を担保するためには、公募条件等を設計する際に民間事業者に対するサウンディング調査を実施することが望ましい。サウンディング調査を事業組成プロセスに加えることによって、達成したいアウトカム及び

成果指標(案)を提示しつつ、複数の民間事業者から意見収集を行うことによって、公平性を担保しつつ妥当性の高い公募条件の設計が期待される。

図表 13 最低保証額設定の考え方と適用事例の整理

最低保証額の有無	設定の考え方	主な該当事例 (中間支援組織)	事例の特徴
<u>保証あり</u>	事業経費や評価費用相当額を最低保証額とする	・ 川西市他 2 自治体（継続率・歩数）（つくばウエルネスリサーチ） ・ 多摩市（ケイスリー） ・ 美馬市（日本総合研究所）	—
	金融機関の融資元本相当額を最低保証額とする	・ 神戸市（社会的投資推進財団）	—
	厚労省の補助事業の要件となっている保証額相当額を保証額とする	・ 佐倉市（日本ファンドレイジング協会） ・ 合志市（くまもと健康支援研究所）	厚労省の補助事業を活用している。
<u>保証なし</u>	固定的な最低保証額はないが、アウトプット指標やアウトカム指標の目標達成時支払い額を事業経費相当額とする。目標を過年度事業と同程度の水準とすることで、事業経費分の支払い確度を高める工夫がなされる	・ 豊中市（社会的投資推進財団） ・ 天理市（ソーシャルバリュージャパン） ・ 八王子市（ケイスリー）	他都市等において類似事業が実施されているため、サービス提供者による成果目標の達成確度が想定しやすい。
	最低保証額を設定せず、達成目標に到達したか否かのみで支払いの有無を判断	・ 東近江市（プラスソーシャルインベストメント） ・ 西条市（プラスソーシ	成果指標及び達成水準を応募事業者が自ら設定する。

		ヤルインベストメント)	
--	--	-------------	--

※留意点：公開情報から判断できる事例のうち一部のみ分類

b. 課題

■最低保証額

- ・ 銀行等の金融機関が、リスクを取って融資を提供できないとされる背景として、エビデンスがない中で融資提供の判断をせざるを得ず、(行内で決裁を取得する際に)説明しきれないことも挙げられる。
- ・ 最低保証額は、金融機関だけでなく、事業者自身の許容可能なリスクに配慮している側面もある。最低保証額の廃止により、リスクが大きくなることで参入可能な事業者が限定され、競争環境を維持できなくなる恐れもある。

■支払い条件

- ・ 事業者による多様な提案を許容しつつ、異なる支払い条件を提示した提案を、比較選定する考え方の整理が必要である。

c. 対応の方向性

- ・ PFS/SIB事業の普及に基づき、エビデンスの蓄積・整理を進めることで、金融機関がリスクを精度よく評価できるようになり、適切なリスクを取った融資が進みやすくなる可能性もある。
- ・ 経過的な措置として位置付けることも可能な最低保証額であるが、無くすことでリスク許容度の低いベンチャー企業などの排除につながる懸念がある。リスクとリターンのバランスをとった事業の形成が求められる。

② リスク分担の考え方

a. 現状

- ・ PFS/SIB事業のリスクについては、現状では関係者間で十分共有されているとはいえない。例えば成果未達成リスクについても、事業者とその他の主体のあいだで、情報の非対称性が生じるため、共有には限界がある。
- ・ イギリスにおいても、SIB事業に伴うリスクのモデル化については、議論が進められているところであり、研究が始まったところである。

b. 課題

- ・ 成果未達成のリスクをはじめ、事業者倒産時のリスクの取り扱いの整理など、PFS事業にかかるリスクの整理は共通認識を持つ必要がある。民間事業者と公共が対話を通じて、公募支払い条件を作り上げていく仕組みを整備する必要がある。
- ・ PFS事業におけるリスクを整理・共有化する必要がある。

c. 対応の方向性

- ・ リスクの内容の共有化をはかるためには、先行するPFIのように、事業に関わるリスクの概要を、リスク分担表のかたちで整理することが望ましい。

(4)その他:案件組成及び運営における中間支援組織の役割の明確化

a. 現状

- ・ 現状では、PFS事業の組成及び運営における、中間支援組織の役割や位置づけが不明確である。
- ・ 日本においては、中間支援組織はコンサルティング組織的なイメージで語られることも多いが、PFS事業のなかで、投資家に対するパフォーマンスマネジメントを行うなど、事業推進に継続的にかかわる事例もある。ただし、そのような場合であっても、事業者の倒産時に新たな担い手を見つけてくる役割をスキーム上付与されておらず、PFSの事業遂行責任者は不明確な場合が多い。

b. 課題

- ・ 事業遂行責任者の担い手が少ないのは、リスクに対するリターンが不明確なことも原因であり、中間支援組織を含め、PFS事業のプレイヤーや役割・ミッションの明確にする必要がある。
- ・ 案件組成から事業の終了までの関与・責任を中間支援組織に求めると、役割として過大な可能性はある。案件組成に関わる主体と、事業遂行に責任を持つ主体の考え方を整理することも課題といえる。

c. 対応の方向性

- ・ 中間支援組織を含むPFS事業のプレイヤーの整理にあたっては、現時点では事例が少なく、概念化の整理に限界がある。
- ・ 事例の積み重ねを通じて、リスク分担や支払い条件などの考え方と併せて整理を進めていく。

3. ワークショップ概要の体系的整理

- ・ 上述のワークショップで議論された内容を次ページのように体系的に取りまとめた。

論点:評価デザインとデータの信頼性担保

① 妥当性のある評価デザイン

【現状】

- ① 評価デザインの厳密性を優先する考え方
・ 外部要因を排除しうるRCTが最も望ましい方法とし、制約条件の下でRCTの選択が困難な場合に限って他の方法を採用
- ② 評価デザインに限らず総合的な観点で妥当性を補完する考え方
・ 事業期間や事業規模等の諸条件に応じて評価デザインを選択し、評価の客観性はその他の観点で補完する方法を採用

【課題】

左記①には以下の課題が存在

- 官** 評価方法に対する説明が複雑になることで、不信感を抱く
- ・ 厳密な評価に要するコストに対する納得感が低い
- 民** 厳密な評価方法では、対象群設定が必要となり、母集団に対して介入総数が減少、介入総数の減少に伴い効果が見えにくく、支払減額につながるため回避の方向性
- ・ 評価コストが委託費に含まれない場合、中間経費の増加に伴う収益減となるため回避の方向性

【課題への対応策】

- ・ 評価デザインのメリット・デメリットの整理
- ・ 考慮すべき諸条件（外部資金の有無、事業規模、事業期間など）と望ましい評価デザインを明示した枠組みの設定
- ・ 厳密な評価に伴うコスト補完の制度設計
- ・ 評価予算比率の目安設定

【先進国（欧米）の動向】

- ・ SIPRAの制定に伴い、ROIを望ましい評価デザインとして位置づけ。また、成果の適切な計測手段の一つとしてROIを位置づけ
- ・ SIPRAの制定に伴い、事業費に対する望ましい評価コストを15%程度と設定
- ・ アウトカムファンド設立等の行政外部のコスト補填施策実施

② 評価主体とデータの客観性

- ・ 第三者評価機関を設置する

委託方法	特徴	客観性
行政からの直接委託	行政から評価機関へ直接委託することにより、事業者と利害関係は発生しないため、客観性が高い	◎
SIB事業者へ評価を含む事業委託	事業者から評価機関へ委託するため、事業者と利害関係が発生するため、客観性が低下	△

【課題】

- ・ 日本型予算検討の考え方を踏まえた適切な規模の予算確保
（複数年事業で成果を与えることのない単年度予算主義や成果からの逆算で設定しない前年度踏襲主義による予算精査）
- ・ 評価機関となる主体の育成や行政評価マーケットの形成

【課題への対応策】

- ・ 評価機関の設置を標準化させるため、評価機関がビジネスとして成立するためのマーケット形成を進める
- ・ PFSを行政評価やEBPMの実現手段として位置づけ、評価実施自体を一般化
- ・ アウトカムファンド等の制度整備により、評価コストに対する行政支出を促進

- ・ 第三者評価機関を設置しない

データ収集方法やデータ評価主体に応じて、客観性が異なる

行政		事業者
収集主体/評価主体	客観性	—
行政	客観性：○ 客観性が高いが、既存制度の枠組み内でのデータ収集、評価実施が事業実施の前提条件となる	
事業者	客観性：△ データの客観性を担保する方策を講じることが望ましい。 例) データ収集時の映像監視による恣意的な介入の抑制、アンケート調査票への第三者監修等	

【先進国（欧米）の動向】

- ・ アウトカムファンド設立等の行政外部のコスト補填施策実施
- ・ 行政コスト削減額からの逆算で事業費や評価コストにかかる予算を設定

③ 適切な評価指標の設定

原則

- ・ アウトカム指標を中心に成果運動支払い

- ① 成果運動部分についてはアウトカム指標のみが望ましいとする考え方
・ アウトプット指標はプロセス指標であり、アウトプット指標を満たさないことは仕様未達と同義。そのため、アウトプット部分は固定支払いとし、アウトカム指標に係る部分のみ成果運動支払いとするべき
- ② アウトプット指標とアウトカム指標を組み合わせて成果運動を図ることが望ましいとする考え方
・ アウトプット指標とアウトカム指標が論理的につながっている場合には、アウトプット指標を組み合わせて成果運動支払いしてもよい

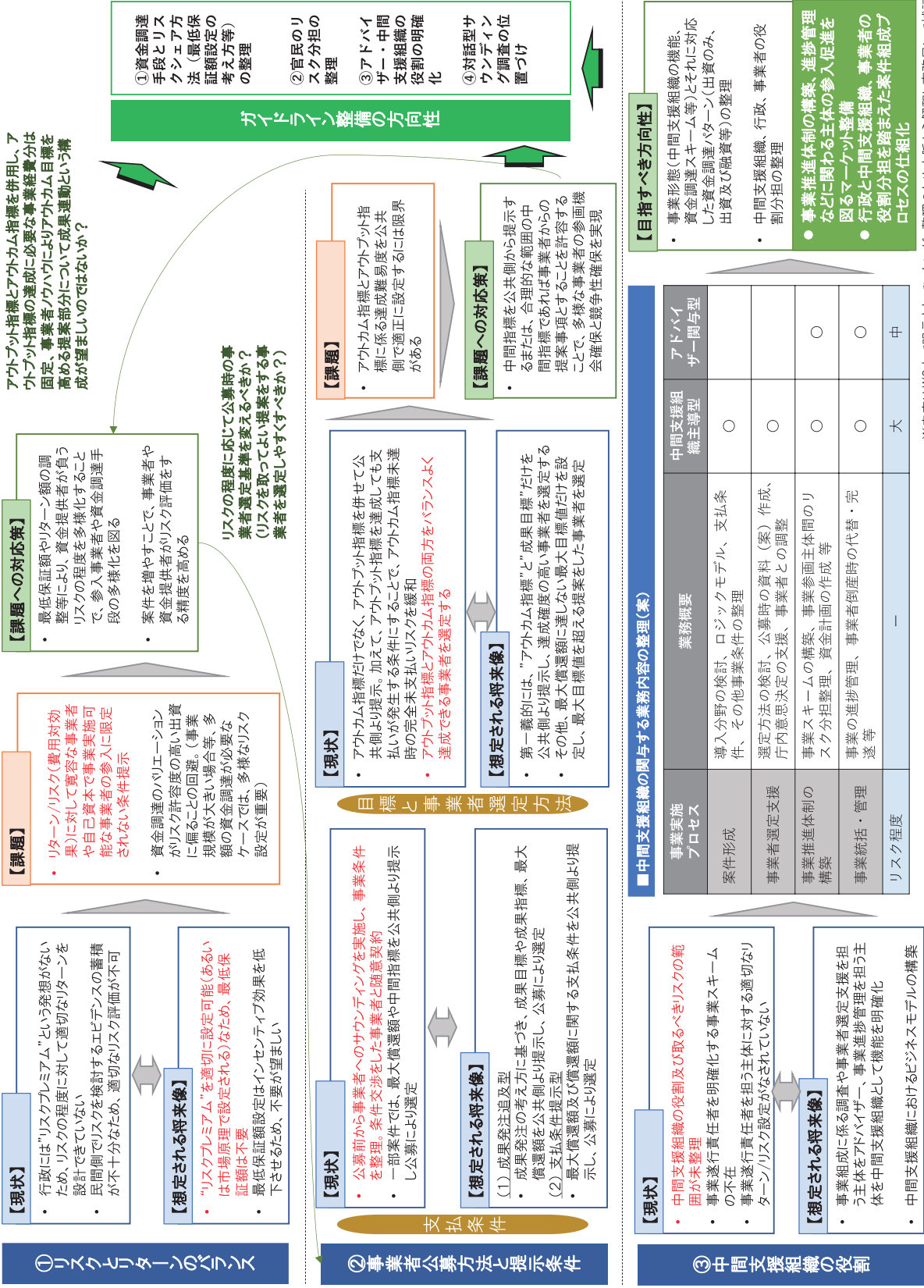
例外

- ・ アウトカム指標が中心となるケースでの成果運動支払い
- ・ アウトカム指標が設定できる状況は限られる場合や、アウトプットとアウトカムを明確に区別できない場合が存在
- ・ ロジックモデル上、アウトプット指標を達成すれば成果が期待できる場合や、アウトプットとアウトカムの連動に係るエビデンスがある場合には、アウトプット指標を中心にアウトカム指標を設定する成果運動支払いを検討しうる。ただし、アウトプット指標のみしか設定できない場合には、通常の委託事業を検討することが望ましい

【課題】

- ・ 例外的な成果指標の設定を採用する場合、事業者のモラルハザードを抑制する方策が必要

※赤字はWS内で明言されていないが、整理のため文脈から解釈し事務局にて補記



V 我が国における PFS/SIB 推進の課題と対応の方向性

1. 事例分析及びステークホルダー・ワークショップを通して整理される論点

- ・本章では、各論点について、課題と対応策を整理する。
- ・また、課題及び対応策について、「政策的に取り組むべき事項」と「案件組成プロセスにおいて関係主体が留意すべき事項であり、ガイドライン化すべきもの」を分けて提言する。
- ・各事例から分析される傾向や傾向から抽出される論点について以下の通りである。

	事例の傾向	論点
<u>評価デザイン関連</u>	・ 前後比較による効果検証が多く、精緻なデザインを用いたものは多くない。	・ 評価の精緻さと妥当性が担保されつつ、わかりやすい評価デザインをどのような考え方のもとで構築していくべきか。
<u>データと評価</u>	・ 行政や第三者評価機関が把握しているデータで評価している例もあるが、事業者が自らデータを収集している事例も多い。 ・ 事業規模が小さく外部資金の導入もされていないケースでは第三者評価機関が設置されない事例も多い。	・ 評価主体の特性に応じて、評価の客観性やデータの信頼性の担保に必要な方策が異なることから、評価主体の要否も含めてどのような考え方の下で評価とデータの関連性を整理すべきか。
	・ 多くは定量指標で評価しているが、対象者の行動変容など定量化が困難な側面が成果として重要な事業において定性指標により評価が行われている例が見られる。 ・ 短期的にアウトカムが発現しづらいため各年度の実績評価にアウトプット指標、中間アウトカム指標で評価している事例も多い。	・ 評価指標に関しては、事業目的やエビデンスの充実度、評価の実現可能性等に応じて採用可能な内容が異なることから、どのように適切な評価指標設定の考え方を整理すべきか。
<u>償還とリスク分担関連</u>	・ 最大償還額／最低保証額が明らかな9件のうち、最低保証額を設定した事業が過半を占める(13件) ・ 最大償還額に対する最低保証額の割合としては、50%を下回る事例が4件であり、70～80%を超える事例が5件みられ、成果連動範囲は多様	・ 最低保証額設定を含む事業者もしくは資金提供者のリスク軽減方策に関して、どのような考え方の下で設定すべきか、適切なリスクとリターンの設計はどのように実施すべきか。

事業者選定 プロセス関 連	各事例によって事業プロセスとその案件組成の役割を担う主体の関係性が異なる(中間支援組織が担う場合と外部アドバイザーが担う場合がある)。	ステークホルダーの役割や選定方法とともに、適切な事業者選定プロセスをどのような考え方のもとで整理すべきか。
---------------------	---	---

2. 各論点における課題及び今後の対応方策

(1)総論:PFS/SIB の普及促進を図るうえで整理すべき事項

① 現状及び課題

■適切な市場形成を図るうえでの政策的な課題

(a) 既存案件に関する情報非対称性の緩和

- 現状では、過年度案件の情報が一元化して蓄積されず、かつ各情報の公開範囲が情報発信主体によって異なることから、事業条件の整理やリスク分析等をする上で情報収集に係る負担が大きく、新たに取り組む主体にとって参入障壁となっていると考えられる。
- 公的な事業に活用する制度として今後 PFS/SIB を広く普及させていくためには、既存案件に関する情報の非対称性を緩和して多様な事業者が参入しやすい環境を整備するため、案件情報を整理して一元化し、公開することが望ましい。

■案件組成プロセスにおける課題

(a) 幅広い主体による意見交換の機会創出

- これまでは、既存の PFS/SIB 案件に関わる事業者が中心となって、案件組成の際に取得したノウハウの共有や今後の普及拡大に向けた論点の整理等を行い、PFS/SIB の導入を推進してきた経緯がある。この背景には、PFS/SIB の環境が未整備でリスクが大きい反面、十分な需要がなく、リスクに見合う参入メリットがないため、ノウハウと志の両方を有する事業者に参入が限られていたことがあげられる。
- しかしながら、今後、案件組成時の各種資料の標準化や各種論点に対する統一的な指針を提示するにあたっては、その普及プロセスも含めてよりオープンな場において情報発信や多様な専門的見地から意見交換をすることが重要となる。これは、迅速性とともに専門性や汎用性をも伴う議論を行うために必要であるとともに、議論の場からオープンにすることで、社会的認知を得たガイドラインとすることが不可欠であるためである。そこで、これまでの推進主体を含めた幅広い主体による意見交換の機会創出を図ることが望ましい。

(b) 個人情報に係る取扱い方針の明確化

- PFS/SIB 案件において収集されるデータの中にはレセプトデータ等の個人情報が含まれているケースがある。これは、成果指標の設定や厳密な評価の実施、パーソナライズ化したサービス提供によるアウトカム向上等を図るうえで、個人情報の利活用が有効に働くため

である。

- ・ただし、現時点では各案件において収集された個人情報を含むデータの利活用方針や取扱い上の留意点等については個別事例において検討されているに止まっており、個人情報の流出・流用への対応やデータ利活用の産業的側面等の幅広い観点での検討にまで至っていないのが現状である。
- ・PFS/SIB 案件の円滑な組成や適切な評価の仕組みの浸透、データ利活用企業を含む多様な事業者の参入を促進する上では、慎重な取扱いが求められる個人情報については特に、データの流出・流用時におけるリスク対策や収集データの 2 次活用に関する考え方等に関して利活用方針を明確化することが望ましい。

② 今後の対応方策(案)

■適切な市場形成を図るうえでの政策的な対応方策

(a) 過年度案件情報のデータベース整備

- ・関係主体の利便性向上を図るために、統一的なフォーマットによる情報の収集、整理及び蓄積された情報へのアクセスを容易にすることが重要である。そのため、フォーマットとして揃えるべき項目の検討、明確化と、データベースへの情報提供の徹底による過年度案件のデータベース化、情報公開を推進することが望ましい。(例. PFI における「PFI インフォメーション」、欧米諸国における「Impact Bond Global Database」の整備推進)

■案件組成プロセスに係るガイドライン整備の方向性

(a) 多様な分野の専門家によるガイドライン化に向けた協議の場の設置

- ・PFS/SIB の前提となる客観性の高い施策や事業の評価を促す実用性の高いガイドライン策定を実現するためには、PFS/SIB の案件経験者にとどまらない幅広い主体を巻き込んだ検討により、行政、サービス事業者、評価機関、資金提供者など多様な主体の納得が得られる内容とすることが重要である。
- ・具体的には、企業会計監査や金融機関、行政評価、公共発注等の幅広い分野から専門家が参画する検討組織（たとえば有識者会議）を設置して検討を深めることが望ましい。

(b) 個人情報の取扱いに関連する制度を踏まえたデータ利活用方針の策定

- ・個人情報を含むデータの取扱いに関しては、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」とする）についてのガイドライン」において定められる、情報の取扱方法や個人情報取得時の匿名加工に必要な水準、データ管理方法、2 次利用の方法、リスク顕在化の際の対応等を参考として、PFS/SIB に関するガイドライン等で明記することが望ましい。
- ・また、PFS/SIB 案件で取得したデータの利活用を促進することで、多様な事業者の参画やデータの更なるエビデンスに基づく政策形成の推進等を図るうえで、情報銀行制度や

EBPM、医療政策等との連携を見据えることが重要になる。

(2)各論:PFS/SIB の普及促進を図るうえで整理すべき事項

○ 論点1:妥当性の担保された評価デザインの採用

① 各論点における課題

■適切な市場形成を図るうえでの政策的な課題

(a) 厳密な評価デザインに対する社会的な認知拡大

- ・評価デザインの厳密性を重視した場合、ステークホルダーに以下のような疑義が生じうる。
当該疑義は行政現場における統計的な知見の不足や施策や事業に厳密な評価を行うことに対する社会的な重要性がいまだ広く認知されているとは言えない状況にあること等が要因と考えられる。
- ・厳密な評価デザインを実施することに対する社会的認知を拡大するために、EBPM 等の関連施策の推進を図ることが望ましい。

主体	疑義の概要（例）
<u>行政</u>	・ 評価方法に対する説明が複雑でわかりにくくなるため、逆に不信感を抱き納得感が低下することがある。 ・ 自治体において、一般の施策や事業に厳密な評価手法を導入することはコスト負担等の観点から現実的ではないため実施されておらず、PFS/SIB の事業についてのみ厳密な評価を実施することについて理解が得られにくい
<u>参加事業者</u>	・ 厳密な評価方法では対象群設定が必要となり、母集団に対して介入総数が減少する。介入総数の減少に伴い効果が低下し、支払減額につながるため、厳密な評価方法を回避することを望む傾向がある。 ・ 評価コストが委託費に含まれない場合、中間経費の増加に伴う収益減となるため、厳密な評価方法を回避することを望む傾向がある。

(b) 主要な施策・事業に厳密な評価デザインの実施を促進するルールや制度の検討

- ・現状では、厳密な評価デザインを施策・事業の PDCA に導入する意義や評価コスト負担の必要性は、必ずしも自治体において十分に理解されているとはいえない。
- ・そこで、主要な施策や事業については行政が評価デザインを自ら精査し、必要な場合にはコストを負担して厳密な評価デザインを選択することについて、ルール化やインセンティブの付与など、何等かの促進、支援策を導入することが望ましい。

(c) 厳密な評価実施に伴う基礎自治体のコストを補完する制度構築

- ・単年度予算主義に基づいて予算形成をする我が国の財政実務を鑑みると、複数年度にわたる施策効果を成果とみなし、成果によって生じる行政コスト削減額の一部を評価コストに

充当して予算形成することは現実的ではない。

- ・上記を踏まえると、自治体が厳密な評価に係る大きなコストを独自で負担する意思決定をするには、財政部門や議会等を説得可能な強固な理由付けが必要となる。そこで、厳密な評価デザイン導入の迅速な普及を図るためには、自治体が負担するコストを外部から補完する制度等を構築することで、自治体の負担を軽減することが望ましい。

■案件組成プロセスにおける課題

(a) 採用すべき評価デザインと採用するうえでの条件整理

- ・評価デザインに係る考え方は以下の 2 つに大別される。評価デザインに係る考え方が関係主体間で共有、統一されていないと、案件組成時の円滑な意思決定を阻害する可能性がある。
- ・PFS/SIB の推進においては、評価デザインの特性や、各評価デザインを採用する際に考慮すべき条件を整理することで円滑な意思決定を促すことが求められる。

考え方	概要
評価デザインの厳密性を優先する考え方	外部要因を排除しうる RCT を最も望ましい方法とし、制約条件の下で RCT の選択が困難な場合に限って他の方法を採用
評価デザインだけでなく総合的な取り組みにより妥当性を補完する考え方	事業期間や事業規模等の諸条件に応じて、コストや技術面で導入可能な評価デザインを選択し、評価の妥当性はその他の取り組みにより補完する方法を採用

② 今後の対応方策(案)

■適切な市場形成を図るうえでの政策的な対応方策

(c) 制度構築に向けた先進国の制度調査及び関連法制度の検討

- ・PFS/SIB 先進国であるイギリスやアメリカにおいてはアウトカム評価に関する関連制度が整備されている。イギリスにおいては、行政支出を補完するアウトカムファンド制度が設けられており、アメリカでは SIPPR という法制度が制定されているなど、アウトカム評価を促進、支援する環境整備が進んでいる。
- ・我が国においてアウトカム評価を推進するためには、評価に係るコストを補完するファンド制度とともに、アウトカム評価を行政評価において適切な手法として位置付ける法制度等の制度の検討が望まれる。当該制度検討のための基礎調査として、海外先行事例の調査を行った上で、我が国固有の事情を加味したうえで関連施策の法制度化を検討することが求められる。

(d) 関連施策に対する PFS/SIB の位置づけ明確化及び関連法制度への組み込み

- ・PFS/SIB を我が国で根付かせるためには、既存政策との整合性に配慮しながら、その意義

を周知し、制度として確立することによって、行政実務に導入されることが望ましい。

- ・休眠預金政策や EBPM、政策評価、自治体における行政改革など、親和性の高い既存推進政策においても、PFS/SIB を関連施策として位置付けることが望ましい。

■案件組成プロセスに係るガイドライン整備の方向性

(a) 評価デザインの制約条件・適応ケース等に基づく類型化と検討項目の網羅的整理及び理論化

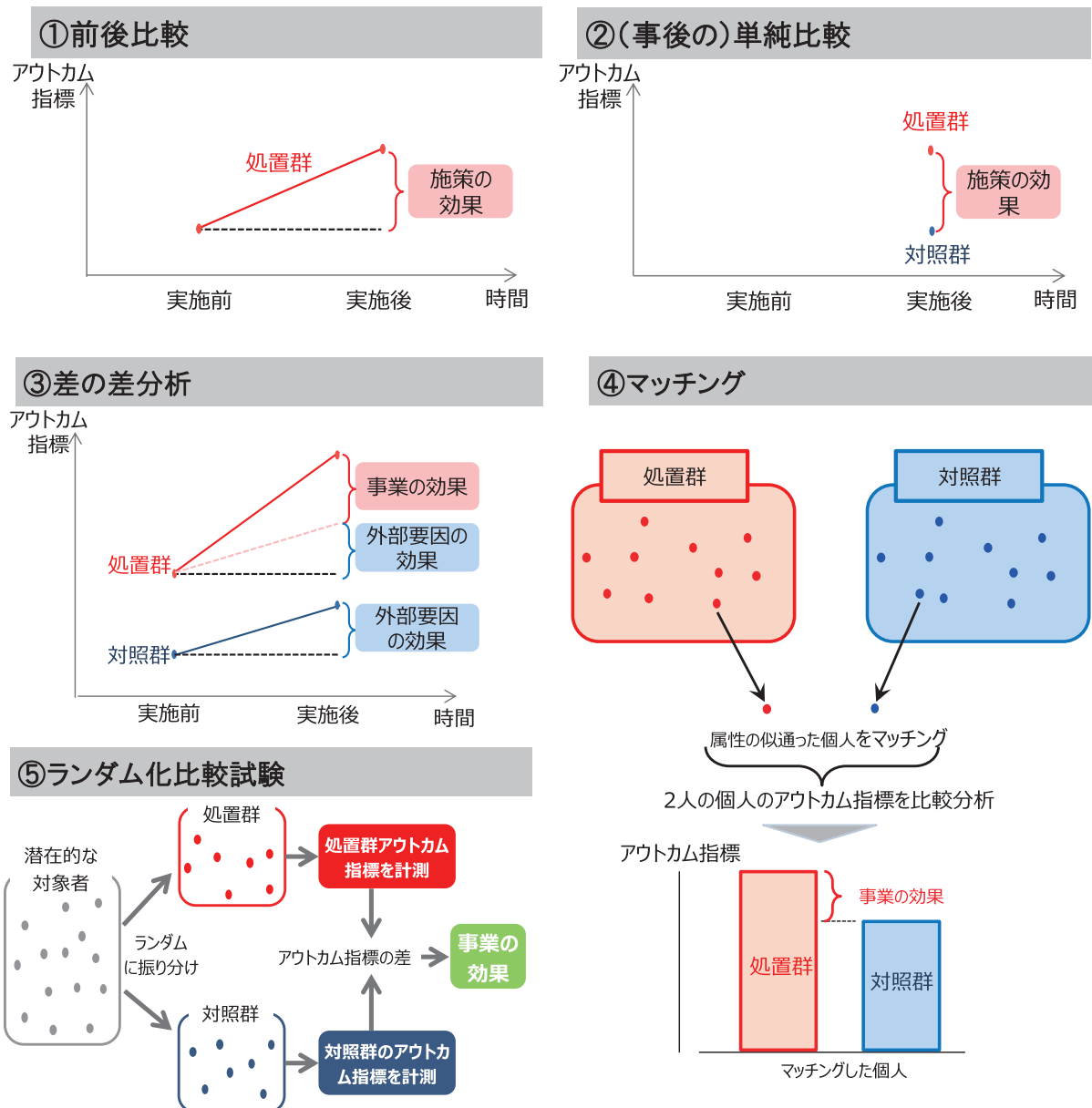
- ・評価デザインを検討し、導入するうえで重要となるのは、評価デザインにどのような類型があり、類型ごとの特徴として、導入に際して克服すべき制約条件は何か、特性を発揮できる適応ケースは何かを把握し、検討している案件に適した類型を見出すことである。
- ・ガイドラインの整備にあたっては、この類型ごとの制約条件、適用ケースについて、先行研究をもとに網羅的に整理することにより、PFS/SIB の案件検討時の関係者による適切な評価デザイン選択を支援する。また、理論的な裏付けとともに整理することにより、関係者が説明責任を果たす際の負担軽減にも寄与する。

図表 14 代表的な評価デザインの類型

分析手法	強み	弱み
①前後比較	■ 処置群のデータだけで簡便に算出可能。	■ 事業がない場合は、実施前からアウトカムに変化がなかったと仮定せざるを得ない。
②単純比較	■ 事業実施後のデータだけで勘弁に分析可能。	■ 処置群と対照群の同質性が仮定できない場合は妥当な分析結果が得られない。
③差の差分析	■ トレンド要因を取り除くことができるため、前後比較や（事後的な）単純比較よりも厳密な分析が可能。	■ 「平行トレンドの仮定」が満たされている必要がある。 ■ 施策実施前後の両方のデータが必要となる。
④マッチング	■ 事業の対象になるかどうかを観測可能な属性変数で決定されている場合、効果を正確に測定できる。	■ 利用可能な変数以外によって、施策の対象が選定されている場合、効果を正確に測定することができない。
⑤ランダム化比較試験	■ 事業の効果を正確に測定することが可能。	■ 実務上、実施が難しい場合が多い。

（出所）小林庸平（2019）「エビデンスに基づく政策形成の考え方と本書のエッセンス」デュフロ他（2019）『政策評価のための因果関係の見つけ方』より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成。

図表 15 代表的な評価デザインの概要



（出所） 小林庸平（2019）「エビデンスに基づく政策形成の考え方と本書のエッセンス」 デュフロ他（2019）『政策評価のための因果関係の見つけ方』 所収

図表 16 評価デザインを検討するうえでの観点

- **検討の観点①：事業を実施しなかった場合のアウトカム指標の動き**
 - 経済社会状況等のトレンドや外部要因の影響を受けにくいアウトカム指標が測定できるのであれば、前後比較等の簡便な手法であっても精度の高い効果検証が可能となる。
- **検討の観点②：事業自体の貢献度(attribution)の重視度合い**
 - 事業自体の貢献度(attribution)に関心がある場合は精緻な効果検証が必要。結果としてアウトカム指標が改善していれば良いのであれば、前後比較等の簡素な方法で十分。
- **検討の観点③：事業規模・リスク**
 - 事業規模が大きい場合や、不確実性の低い効果検証結果を用いることのリスクが大きい場合、精緻な効果検証を行える可能性と必要性が高まる。
- **検討の観点④：（特に対照群）データ取得コスト**
 - 対照群のデータ取得コストが低いのであれば、差の差分分析等のより精緻な方法を用いることが可能となる。
- **検討の観点⑤：潜在的な事業対象者の分離可能性**
 - 潜在的な事業対象者を処置群と対照群に分離できるのであれば、精緻な効果検証を行える可能性が高まる。
 - ランダムに処置群と対照群に分離できるのであれば、ランダム化比較試験を適用できる。

○ 論点2:評価の客観性とデータの信頼性確保

① 各論点における課題

■適切な市場形成を図るうえでの政策的な課題

(a) 外部主体による客観的な行政評価の定着化

- ・ PFS/SIB が普及するうえで、施策の有効性を客観的に評価することが広く普及することが重要となるが、その際には自己評価だけでなく、外部主体による客観的な評価が望ましい。
- ・ 「外部主体による客観的な評価の仕組み」を定着させるためには、PFS/SIB 以外の自治体における施策・事業の評価においても、外部主体による評価の定着を進めることが重要である。

(b) 適切な評価機関となりうる主体の育成

- ・ PFS/SIB の普及に向けて、資金提供者や行政機関の納得感が高い客観的な評価を実施するため、信頼性の高い評価主体の存在が不可欠である。しかし、現状の PFS/SIB 事例では大学等の研究機関や非営利組織による評価が一般的で参画主体は限定的である。
- ・ PFS/SIB 案件の充実を図るためには、営利組織も含めた多様な主体が評価機関として

PFS/SIB に参画し、事例の量質ともに向上させていくことが重要である。そのため、評価に係るノウハウ提供の機会を確保するとともに、ノウハウ実践の場としての市場の形成を図ることで、評価機関となりうる主体の育成を図ることが望ましい。

■案件組成プロセスにおける課題

(a) 第三者評価機関の設置有無及びデータ収集方法、データの客観性に関する整理

- ・現状の PFS/SIB 案件では、評価機関の設置有無やデータの収集方法が評価の客観性やデータの信頼性等に関わり、資金提供者や行政への説明責任を果たすうえで大きく影響する。具体的には、信頼性の高い第三者評価機関の設置が望ましく、データも別途公的な第三者が収集したものであることが望ましい。
- ・しかし、これまでの事例では評価機関の設置に係る方針や基準は確立されておらず、個別事情に応じて検討されていることから、後発事例の案件組成時において参考になりにくく、設置の考え方を関係者に説明するうえでの根拠としても活用しづらい。
- ・このため、後発事例の事業化検討を支援するために、ガイドラインの一部として標準化された指針を提供することが有効である。そのため、既存事例を俯瞰して分析することで、評価機関設置時に検討する項目やデータ収集方法の種類、収集時の恣意性を排除するための留意点等を整理することが望ましい。

図表 17 評価主体と評価の客観性データの信頼性の関係

評価主体	評価主体と客観性の関係	評価の客観性	データの収集主体とデータの信頼性の関係	データの信頼性
第三者評価機関	・ 行政から評価機関へ直接委託 事業者と利害関係は発生しないため客観性が高い		・ 行政または評価機関が収集することで恣意的なデータ操作が不可能	
			・ SIB 事業者が収集するため、恣意的なデータ操作が可能	
	・ 事業者から評価機関へ委託する 事業者と利害関係が発生するため、客観性が低下		・ 行政または評価機関が収集することで恣意的なデータ操作が不可能	
			・ SIB 事業者が収集するため、恣意的なデータ操作が可能	
行政	・ 行政が評価を実施。 データの収集方法に応じて評価の客観性が異なる		・ 行政が収集することで恣意的なデータ操作が不可能	

			SIB 事業者が収集するため、恣意的なデータ操作が可能	△
SIB 実施事業者	SIB 事業者が評価を実施。客観性は低く、第三者によるデータ収集方法の監査等のデータの信頼性も担保する方法を講じることが望ましい 例) データ収集時の映像監視による恣意的な介入の抑制、アンケート調査票への第三者監修 等	△	- SIB 事業者が収集するため、恣意的なデータ操作が可能 - 評価の客観性も低いため、第三者による収集方法の監修が不可欠	△

② 今後の対応方策(案)

■適切な市場形成を図るうえでの政策的な対応方策

(a) 施策・事業の評価において客観的根拠を必要とするインセンティブの付与

- 施策・事業の評価における外部評価の普及・定着を図るためには、行政が客観的根拠に基づく評価を行うことに関する責任に関する意識向上が重要であり、さらに取組の促進にはインセンティブ付与が有効である。
- そこで、「事業実施に伴う評価における客観的根拠の提示」の重要性、必要性をガイドラインに明示し、客観的評価の実質的な義務化を図ることが望ましい。
- 具体的には、EBPM をはじめとする根拠に基づく政策形成や施策の実行を促す指針等の策定が想定される。
- 例えば、財政制約が大きい地方自治体等において、評価を通じた信用獲得により資金調達の円滑化が図られることとなれば、地方自治体がより積極的に取り組むようになることも期待される。

(b) 施策・事業の評価に関する外部監査基準の策定

- 企業会計監査において設けられている監査基準のように、論理的かつ民意を反映した外部監査基準が整備されれば、外部評価の標準化及び主体間比較による分析の高度化が促されることが考えられる。
- こうした基準の明確化は、評価業務の内容の明確化につながり、評価業務への参入促進や育成、評価業務に係る新たな市場の形成をも促進すると考えられる。

■案件組成プロセスに係るガイドライン整備の方向性

(e) 第三者評価機関の設置基準と果たすべき役割の明確化

- ・ 外部民間資金の活用有無やデータの収集方法、予算的制約等の複数の考慮すべき条件によって、評価の客観性確保、データの信頼性確保などの重要度、優先度が異なり、第三者評価機関設置の必要性も異なる。PFS/SIB の案件検討時に適切で合理的なスキーム構築を可能とするためにも、第三者評価機関設置の要否を判断する際の基準や考慮すべき諸条件を明確化することが求められる。
- ・ 評価機関の要否や、適切な主体の選定や行政による代替可能性などの検討を支援するため、第三者評価機関が果たすべき役割や具備すべき能力・専門性を明確にする。

○ 論点3:適切な評価指標の設定

① 各論点における課題

■案件組成プロセスにおける課題

(a) アウトプット指標を採用する際の条件整理

- ・ 現状の PFS/SIB 案件では、評価指標にアウトプット指標とアウトカム指標が併用されているケースが多い。また、アウトプット目標達成時に支払うべき報酬の範囲やアウトカム指標を用いた支払い条件との関係性は多種多様である。
- ・ 後発事例の検討時において、アウトカム指標を活用する場合は、資金提供者や行政への説明責任を果たし、円滑な意思決定を促すために、アウトカム指標とアウトプット指標の関連や、支払条件との関係性について、基本的な考え方や具体的な条件などの指針が示されていることが望ましい。

② 今後の対応方策(案)

■案件組成プロセスに係るガイドライン整備の方向性

(a) アウトカム指標を支払い条件とする成果連動支払い部分の明確化に係る基本指針の提示

- ・ アウトカム指標を成果連動支払分、アウトプット指標をそれ以外の支払分に連動させることとすることを想定し、アウトプット指標に連動させるコストの範囲を、工夫の余地の少ない固定費部分を対象とし、アウトプットが目標に達した場合には全額支払ことを基本とする一方で、成果連動支払部分は、事業者の工夫により費用対効果変動しうる部分を対象とし、目標の達成度合いに応じて段階的に支払が増減するように設計することで、アウトカム拡大に向けた適切な事業者インセンティブを働かせることが可能となる。このため、こうした考え方を標準的な支払条件の基本指針として定めることが望ましい。
- ・ さらに、アウトプット指標のみを用い場合は、こうしたアウトプットとアウトカムの因果

関係に関するエビデンスの確保や因果関係に関する事業関係者や行政機関内、議会など関係主体の合意形成を図ることが必要であることを明確に基本指針に提示し、アウトプット指標のみを採用するうえで求められる客観的合理性確保の必要性を明示することが重要である。

○ 論点4:リスクとリターンの適切なバランス

① 各論点における課題

■適切な市場形成を図るうえでの政策的な課題

(a) 案件情報の充実によるリスク評価の精度向上

- ・ PFS/SIB 案件の実績は未だ少なく、かつその形態が多様であるとともに、案件情報が複数の主体によって異なる観点で情報が発信されていることから、公開されている情報量が少なく、かつその粒度の統一性が乏しい。そのため、資金提供時の支払いリスク分析や事業参画時のリスク想定に足る十分な情報が整理されていない状況にある。
- ・ 今後、多様な事業者や資金提供者の参画を見込むためには、事業参画に伴う適切なリスク分析が可能になることが重要である。リスク評価の精度向上を図るためには、案件情報の充実と情報の一元化によって、リスク分析に活用されるように提供していく仕組みを構築することが望ましい。

■案件組成プロセスにおける課題

(a) リスク分担の明確化及びリスク軽減方策に係る考え方の整理

- ・ 各案件によって関係主体間のリスク分担が異なっており、現状では標準的な考え方が確立されていない。後発案件の検討時にリスク分担や各自の負担するリスクの軽減方策について円滑な意思決定を促すことが、案件組成の充実化を図るうえで重要である。そのため、リスク分担やリスク軽減方策について標準的な考え方を提示することが望ましい。

② 今後の対応方策(案)

■案件組成プロセスに係るガイドライン整備の方向性

(a) 想定されるリスク項目の整理とガイドライン化に向けた協議の場の設置

- ・ リスク分担の明確化を図るためには、事業実施時に生じうるリスク項目を網羅的に整理するとともに、リスクの法的な論点を明確化する必要がある。
- ・ また、リスク分担方法によっては、金融機関の出資・融資等の条件にも影響し、外部資金活用や中小企業の事業参入難易度等にその効果は波及することも想定される。そこで、適切なリスク分担方針を検討するために、法律家や金融機関、公共発注等の幅広い分野から専門家を募り、協議する審議会を設けることが望ましい。

(b) リスク軽減方策に係る標準モデルケースの提示

- ・ PFS/SIB においては、採用する事業スキームに応じて各主体のリスクの程度が異なる。そこで、リスク許容性の低い主体の参画を目指す場合には、償還における最低保証額設定などのリスク軽減方策を検討する必要がある。
- ・ 検討の円滑化を図るために、各事業スキームに応じたモデルケースを設定し、当該モデルケースにおいて想定されるリスク軽減方策とその考え方を過年度事例から整理することが望ましい。

図表 18 最低保証額設定の考え方とメリット・デメリットの整理

最低保証額の有無	設定の考え方	メリット	デメリット
<u>保証あり</u>	事業経費や評価費用相当額を最低保証額とする	サービス提供者として参入可能な事業者が増加する可能性が高まる	サービス提供者による事業改善インセンティブが低下する
	金融機関の融資元本相当額を最低保証額とする	金融機関からの資金提供可能性が高まる	最低保証がされる金融機関については、財務監視機能を担うインセンティブが低下する
	厚労省の補助事業の要件となっている保証額相当額を保証額とする	PFS/SIB 事業を実施する地方自治体が増加する可能性が高まる	補助事業の要件に縛られる（例、単年度事業での実施、事業内容の限定等）
<u>保証なし</u>	固定的な最低保証額はないが、アウトプット指標の目標達成時支払い額を事業経費相当額とする。目標を過年度事業と同程度の水準とすることで、事業経費分の支払いが確度を高める工夫がなされる	事業の適切な履行によってアウトプット指標を達成し、事業経費を確保できる可能性が高いため、サービス提供者として参入可能な事業者が増加する可能性が高まる	達成目標の設定等において、特定の事業者による参画を想定せざるを得ないため、「特定の事業者ありき」という印象を与えかねない（「随意契約前提」との印象を持たれかねない） ※公募時には、「事業内容を鑑みた成果達成確度」ではなく、「体制、

			財務状況等の事業履行確度」を選定における判断要素とすることで、「特定の事業者への誘導」を回避しうる【大牟田市】)
	最低保証額を設定せず、達成目標に到達したか否かのみで支払いの有無を判断	行政が成果未達時の支払いリスクを最小化できる	サービス提供者の成果未達時の支払いリスクが最大化するため、参入可能な事業者が限定される

○ 論点5:事業者選定プロセスの高度化

① 各論点における課題

■案件組成プロセスにおける課題

(a) 対話型サウンディング調査を案件組成プロセスに組込んだ事業者選定の一般化

- ・現状では、公募前から事業者へのサウンディングを実施し、事業条件を整理した上で、条件交渉をした事業者と特命随意契約する事例が多い一方、一部案件においては最大償還額や中間指標を公共側より提示し公募により選定されている。
- ・特命随意契約での案件組成においては、庁内や議会等に適切な随意契約理由を説明可能な事業に限定されてしまうため、案件組成のハードルが高くなりがちである。このため、PFS/SIBの普及に向けては、中長期的には公募による事業者選定を一般化していくことが望ましい。ただし、参入主体が限られるうえに事業規模が小さいことから、公募に限らずに機動的な事業者選定方法によって事業組成を進めることが望ましい。そこで、短期的には、競争性の確保を視野に入れつつも匿名随意契約を含めた幅広い事業者選定手法によって検討することが重要である。
- ・また、成果達成に向けた手段や目標水準、資金調達条件等が事業者によって異なるため、特定の事業者との協議により公募条件を整理する場合には事業者の特性に即した条件が多くなるため、行政で複数の事業者が参入可能な条件を提示することが困難な場合も多い。
- ・そこで、公募による事業者選定の場合には、提示条件を整理する段階において複数の事業者から対話型サウンディング調査を実施することが望ましい。特定の事業者に依存しない公平な公募条件の設定に向けて、対話型サウンディング調査を公募条件検討時の必要なプロセスとして位置づけ、標準化することが重要である。

(b) 提示すべき公募条件の標準モデルの検討

- ・公募により事業者を選定する場合、既存の PFS/SIB 事例においては、「完全な成果連動支払を原則として、アウトカム指標と最大償還額のみを行政より提示する公募方式（以下、『成果連動支払追及型公募』という。）」と「アウトプット指標を含む中間支払い条件や最大償還額等の償還額に関する支払条件を行政より提示する公募方式（以下、『支払条件提示型公募』という。）」に大別され、個々の事例の事情に応じて両方式のいずれかが採用されている。
- ・PFS/SIB の普及を図るうえでは、案件検討時の負担を軽減することで円滑な意思決定を促すことが望ましいため、成果連動支払追及型公募、支払条件提示型公募のそれぞれについて、参考とすることが可能な標準モデルを提示することが必要である。
- ・なお、ただし、今後事例の蓄積に伴って、両者の折衷型といえる、成果連動支払追及型に一定程度の支払条件を組み込んだ標準モデルも想定される。

② 今後の対応方策(案)

■案件組成プロセスに係るガイドライン整備の方向性

(a) 案件組成プロセス全体の明確化及び各検討段階における考え方の提示

- ・対話型サウンディング調査や事業者選定条件整理等における考え方を提示する前提として、各検討段階を積み上げた案件組成のプロセスの全体像を明確化することが求められる。
- ・そして、検討段階において検討すべき事項、検討に際しての情報収集の方法、対話型サウンディング調査の具体的な実施方法、タイプごとの公募条件の具体的内容など、標準的な手順をガイドラインとして提示することが望ましい。

○ 論点6: 中間支援組織の役割の明確化

① 各論点における課題

■案件組成プロセスにおける課題

(a) 中間支援組織の関与形態と役割の整理

- ・既存案件では、事業プロセスにおいて中間支援組織が関与している段階が案件の個別事情に応じて異なっており、求められる役割と行政や民間事業者との中間支援組織の関係性が整理されていない。未整理で詳細な実態に関する情報が不十分であるために、中間支援組織となりうるノウハウを有する潜在的な事業者が、参入に対するリスクを評価できない状態となっている。
- ・今後、PFS/SIB の普及を図るうえでは、中間支援組織になりうる主体のビジネスモデルも想定しながら、事業推進責任者とその業務範囲を明確化していくことが求められる。

② 今後の対応方策(案)

■案件組成プロセスに係るガイドライン整備の方向性

(a) 事業スキームと連動した中間支援組織の役割明確化

- ・ 中間支援組織が自治体または外部機関のいずれから業務を受託しているかによって、中間支援組織の利害関係や事業上の立場は異なる。このため、中間支援組織の役割や関与形態は事業スキームに応じて検討する必要がある。
- ・ そこで、事業の適切な組成及び推進に向けて求められる中間支援組織の役割を検討するために、事業スキームに応じて役割を整理するとともに、各スキームにおいて想定される期待効果、課題についても把握することが必要となる。
- ・ 以下の図表 19 は、事業実施プロセスに応じた事業責任者を 5 つのパターンに応じて分類したものである。このように、事業スキームのパターンに応じて、標準的な中間支援の役割を担う主体の業務をガイドラインとして提示することが想定される。次ページ以降に、想定される事業スキームのパターンの詳細を列挙する。

図表 19 PFS/SIB 事業の組成から推進に係る役割分担とパターン

実施プロセス	案件形成	事業推進体制の構築	事業統括・管理	
役割概要	導入分野の検討、ロジックモデル、支払条件、その他事業条件の整理	事業スキームの構築、事業参画主体間の役割明確化 等	事業の進捗管理、事業者倒産時の代替・完遂 等	
パターン 1 : 民間提案を中心とした PFS 事業	アドバイザー（中間支援組織）		自治体	アドバイザー（中間支援組織）
パターン 2 : 民間提案を取り入れた中小規模事業推進型 PFS 事業	← 事業者選定 → アドバイザー（中間支援組織）		自治体	
パターン 3 : 第三者評価を重視した民間提案による中小規模事業推進型 PFS 事業	アドバイザー（中間支援組織）		自治体	
パターン 4 : 一貫した行政主導による中小規模事業推進型 PFS 事業	自治体		自治体	
パターン 5 : 行政主導による複雑または大規模事業推進型 PFS 事業	自治体		自治体	事業推進責任者（民間事業者）

※PFS（主に、SIB の場合）の想定される事業スキーム及びメリット・課題の整理

- ・ 想定される事業スキームは次ページの 5 パターンとなる。

<既存事例でみられるパターン>

○ パターン1：民間提案を中心とした PFS 事業

【該当事例：川西市等の 3 市町、神戸市 等】

■ スキームの概要

- ・ 案件組成段階にあたっては、民間提案型により PFS が組成される。
- ・ 選定前はアドバイザーが第三者として事業に関わり、選定後は事業の統括・管理者として事業に関わる。加えて、自治体は、選定後に進捗管理について一定程度の責任を負うが、アドバイザーが中心となりサービス提供者を管理するため、責任が分散される。
- ・ 本パターンでは、アドバイザー中心となって、事業の案件形成、事業実施体制の組成及び事業統括・進捗管理に関する責任を負うこととなる。

■ メリット

➤ 評価の客観性

- ・ 自治体は、事業案件の形成や事業者サウンディング等に係るアドバイザー委託費用を支払うことなく事業の実施が可能となる。
- ・ モニタリングに関しては、評価機関等の第三者に依頼することが前提となる。その場合、サービス提供者と評価機関は利害関係にないため、評価の客観性を担保できる。

➤ 自治体のコスト負担

- ・ 第三者によるモニタリング業務委託に係る費用負担が発生するが、自治体による案件組成及び運営に係る費用負担は最小限に抑えられる。

➤ その他

- ・ サービス提供者の事業達成度合いに応じてアドバイザーへのリターンは変動することから、アドバイザーにはサービス提供者を管理するインセンティブが強く働く。

■ 課題

➤ アドバイザーとして多様な事業者の関与

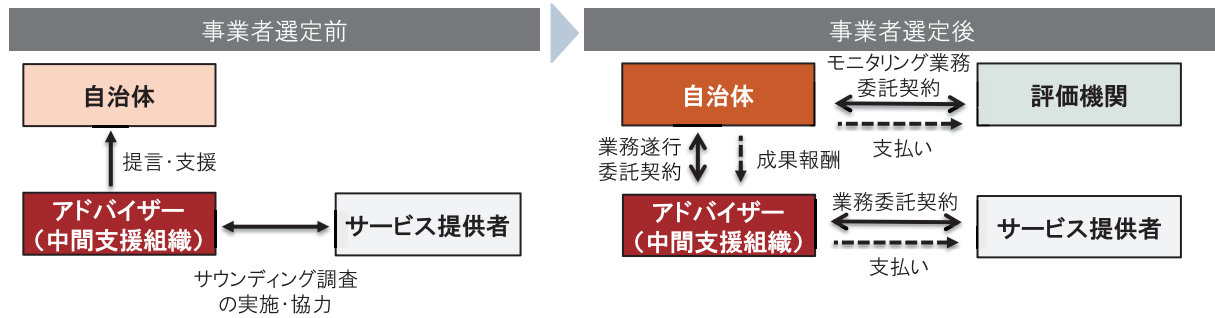
- ・ アドバイザーが案件形成から進捗管理まで一貫して事業を推進する責任を負うためリスクが大きい。そのため、自治体からリスクの大きさに見合った支払いが見込まれるか、または助成機関など他の資金支援がなければ、アドバイザーとして関与できるのがリスク許容性の高い主体に限られる。
- ・ アドバイザーは、案件形成から事業統括・管理に至るまで一貫して事業を推進する能力を有する事業者に限られる。

➤ 事業の大規模化

- ・ 事業組成段階で関与可能なアドバイザーが限定されるため、事業の大規模化・複雑化に伴って事業組成の実現可能性が低下する。

➤ その他

- ・ 事業者選定後の自治体とアドバイザーの責任分掌が不明確になる可能性があるため、責任の所在、役割分担やリスク分担について事前に協議しておくが必要になる。



○ パターン2: 民間提案を取り入れた中小規模事業推進型 PFS 事業

【天理市 等】

■ スキームの概要

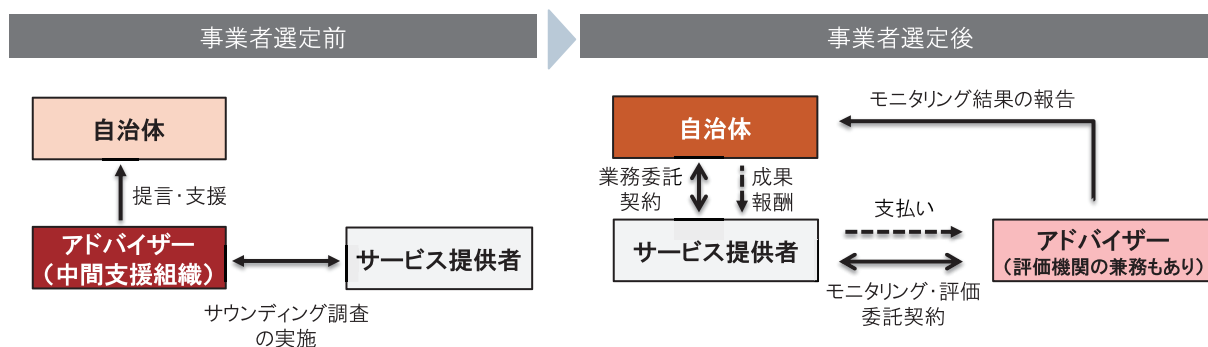
- ・ サービス提供者の選定前には、アドバイザーが第三者として自治体に対して PFS 組成に係る提案・支援を実施する。選定後は、アドバイザーがサービス提供者とモニタリング及び評価に係る契約を締結する。
- ・ 本パターンでは、選定前はアドバイザーが事業の案件形成及び事業体制の構築等に係る責任を負う一方で、選定後は自治体が事業統括・進捗管理に関する責任を負う。

■ メリット

- 自治体のコスト負担
 - ・ 自治体による案件組成及び運営に係る費用負担は最小限に抑えられる。
- その他
 - ・ 選定後の事業管理責任は自治体に一元化されるため、責任の所在が明確である。

■ 課題

- 評価の客観性
 - ・ アドバイザーとサービス提供者は利害関係にあり、モニタリングに係るデータ提供も受けることから、自治体にとっては、モニタリング結果に係る客観性やデータの信頼性が欠ける可能性がある。
- アドバイザーとして多様な事業者の関与
 - ・ 選定前に関しては、助成機関などの資金支援がなければ、アドバイザーとして関与するインセンティブが働きにくく、リスク許容性の高い主体に参画が限定される。
- 事業の大規模化
 - ・ 事業組成段階で関与可能なアドバイザーが限定されるため、事業の大規模化・複雑化に伴って事業組成の実現可能性が低下する。



○ パターン3: 第三者評価を重視した民間提案による中小規模事業推進型 PFS 事業

【該当事例: 美馬市、大牟田市 等】

■ スキームの概要

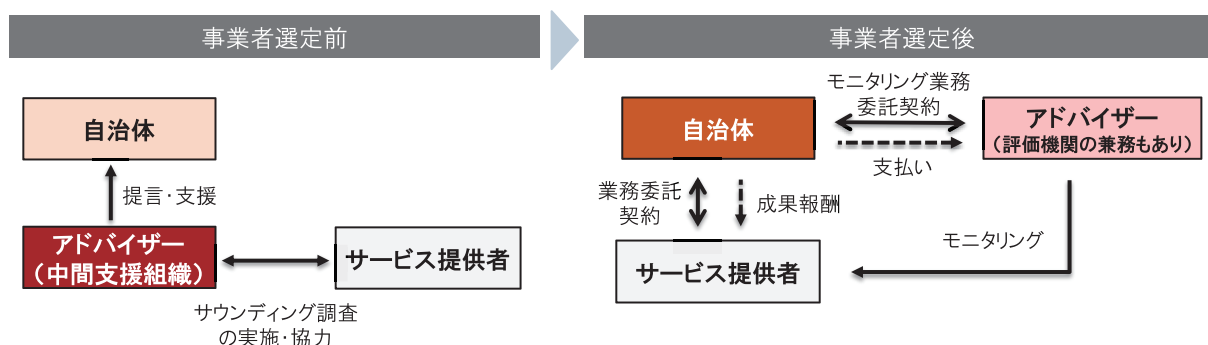
- ・ サービス提供者の選定前には、アドバイザーが第三者として自治体に対して PFS 組成に係る提案・支援を実施する。選定後は、アドバイザーが自治体と事業モニタリングに係る契約を締結する。
- ・ 本パターンでは、選定前はアドバイザーが事業の案件形成及び事業体制の構築等に係る責任を負う一方で、選定後は自治体が事業統括・進捗管理に関する責任を負う。

■ メリット

- 評価の客観性
 - ・ サービス提供者とアドバイザーは利害関係にないため、評価結果の客観性を担保可能。
- 自治体のコスト負担
 - ・ 自治体には、第三者によるモニタリング業務委託に係る費用負担が発生するが、事業案件の組成及び運営に係るアドバイザー委託費用を支払うことなく事業の実施が可能となる。
- アドバイザーとして多様な事業者の関与
 - ・ 事業者選定後のアドバイザーは案件形成とは切り離された形でモニタリング業務の委託を受ける。そのため、アドバイザーには PFS 手法にノウハウを有する事業者でなくとも参画が可能であり、幅広い事業者の参画を期待できる。
- その他
 - ・ 選定後の事業管理責任は自治体に一元化されるため、責任の所在が明確である。

■ 課題

- アドバイザーとして多様な事業者の関与
 - ・ 選定前に関しては、助成機関などの資金支援がなければ、アドバイザーとして関与するインセンティブが働きにくく、リスク許容性の高い主体に参画が限定される。
- 事業の大規模化
 - ・ 事業組成段階で関与可能なアドバイザーが限定されるため、事業の大規模化・複雑化に伴って事業組成の実現可能性が低下する。



○ パターン4：一貫した行政主導による中小規模事業推進型 PFS 事業

【福岡市(2019 年事業開始事例) 等】

■ スキームの概要

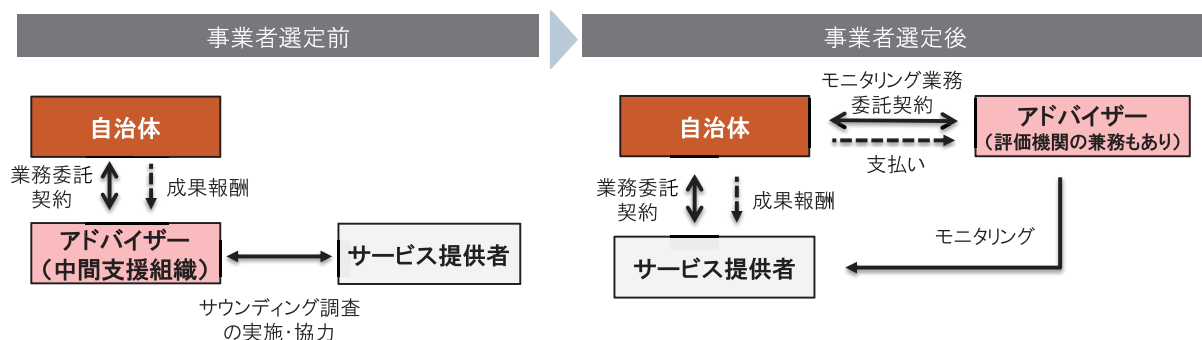
- ・ 選定前には、自治体はアドバイザーと案件形成から事業者選定支援に至るまでのアドバイザー契約を締結する。選定後には、自治体はアドバイザー（評価機関が実施する場合もある）とモニタリングに係る契約を締結し、費用を支払う。
- ・ つまり、自治体が主導で案件組成から事業の管理までを実施する形態である。
- ・ 本パターンでは、選定前後でともに自治体が事業の案件形成及び事業統括・進捗管理に関する責任を負う。

■ メリット

- 評価の客観性
 - ・ サービス提供者とアドバイザーは利害関係にないため、評価結果の客観性を担保可能。
- アドバイザーとして多様な事業者の関与
 - ・ アドバイザリー業務やモニタリング業務という異なる自治体側の支援業務が発生するため、アドバイザーのリスク負担が小さく、各業務に対応した幅広い主体の参画を期待できる。
- 事業の大規模化
 - ・ 多様なアドバイザーの確保が可能になるため、複雑な事業組成の実現可能性が向上する。
- その他
 - ・ 事業推進に係る責任の所在が一貫して自治体となるため、意思決定者が明確となり推進しやすい。

■ 課題

- 自治体のコスト負担
 - ・ 自治体には、案件組成のアドバイザー及び第三者によるモニタリング業務委託に係る費用負担が発生するため、他の手法に比して事業費を要する。
 - ・ アドバイザリー及びモニタリング業務に係る費用負担について、庁内での合意形成を図る必要があり意思決定の難易度が高くなる。



<今後検討されることが望ましいパターン>

案件の複雑化、大規模化に伴って生じる、資金調達額の増大や事業関係者の増加、関係者間のリスク分散の強化等の課題に対応することが容易になるスキームとして、以下のパターンに係る検討を進めることが今後望ましい。

○ パターン5：行政主導による複雑または大規模事業推進型 PFS 事業

■ スキームの概要

- ・ サービス提供者の選定前には、自治体はアドバイザーと案件形成から事業者選定支援に至るまでのアドバイザリー契約を締結する。
- ・ サービス提供者の選定後には、事業推進責任者などからの資金提供を受けるための受け皿（SPC 等）を準備するとともに、資金提供者からの資金調達を行う。事業推進責任者は、自治体からの償還額に応じて事業推進に係る費用を回収する。この場合、事業推進責任者は、選定前のアドバイザーとは異なる主体が担う。
- ・ つまり、案件組成については行政が主導して行い、事業管理に関しては自治体と民間の事業推進責任者がともに行う形態である。
- ・ 本パターンでは、選定前の案件形成に係る責任は自治体が負い、選定後の事業管理責任は自治体及び民間の事業推進責任者が分散して負う。

■ メリット

➤ 評価の客観性

- ・ サービス提供者とアドバイザーは利害関係にないため、評価結果の客観性を担保可能。

➤ アドバイザーとして多様な事業者の関与

- ・ アドバイザリー業務やモニタリング業務という異なる自治体側の支援業務が発生するため、アドバイザーのリスク負担が小さく、各業務に対応した幅広い主体の参画を期待できる。

➤ 事業の大規模化

- ・ 事業大規模化に応じた大規模な資金調達に際して、倒産隔離性等の担保により多様な資金提供者の参画が期待できる。
- ・ 多様なアドバイザーの確保が可能になるため、複雑な事業組成の実現可能性が向上する。

➤ その他

- ・ サービス提供者の事業達成度合いに応じて事業推進責任者へのリターンは変動することから、事業推進責任者にはサービス提供者を管理するインセンティブが強く働く。
- ・ 受け皿となる SPC 等の設立により倒産隔離性が担保されるため、資金提供者からの調達（特に、融資）が容易となる。
- ・ 事業の適切な運営が難しい場合、事業推進責任者は事業遂行に必要な別の事業実施者を組み入れることで、体制を入れ替えること可能である。よって、事業継続性を高めることができるため、中長期的な事業の実施が容易となる。

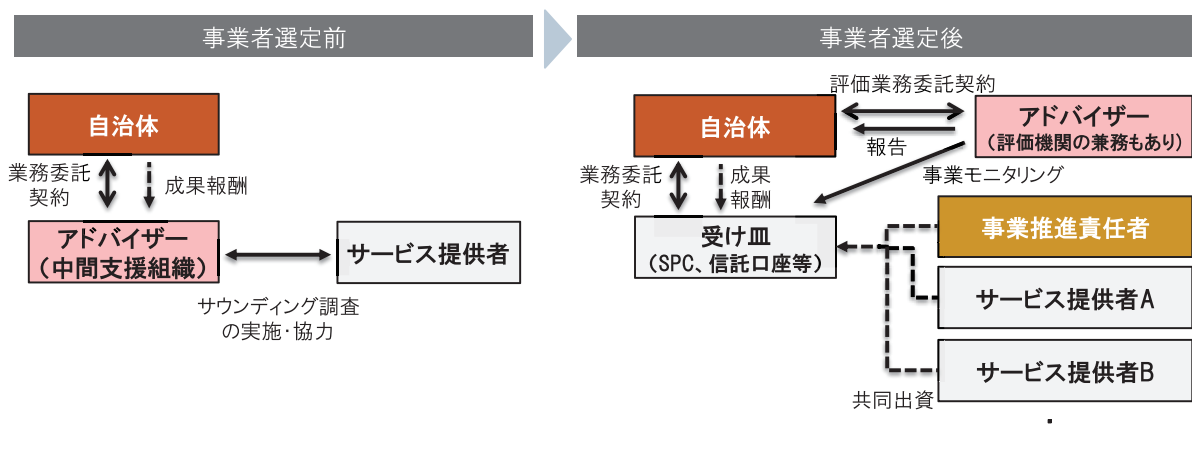
■ 課題

➤ 自治体のコスト負担

- 自治体には、案件組成のアドバイザー及び第三者によるモニタリング業務委託に係る費用負担に加えて、金融スキームの活用に係る費用が発生するため、他の手法に比して事業費を要する。
- アドバイザー及びモニタリング業務に係る費用負担に加えて、中間コスト(金融スキーム構築費用や事業推進に係る費用)を含めて委託費用を確保する必要がある。中間コストを含めることに対する合意形成が納得感のある説明が必要である。

➤ その他

- SPC 等からサービス事業実施者へと業務の一括再委託は禁止されているため、業務の一括再委託をする場合には、新たな法制度の整備が必要となる。
- 選定後の自治体と民間の事業推進責任者の責任分掌が不明確になる可能性があるため、自称ごとに責任の所在、役割分担やリスク分担について事前協議が必要になる。



＜各パターンの特徴のまとめ＞

	評価の客観性	自治体のコスト負担	アドバイザーとして多様な事業者の関与	事業の大規模化・複雑化への対応
パターン1： 民間提案を中心とした PFS 事業	第三者に評価業務を委託するため客観性は高い	第三者によるモニタリング業務委託に係る費用負担が発生するため中程度	事業の大きさに見合った支払いが見込まれるか助成機関等の資金支援がない場合、リスク許容性の高い主体に限定	事業組成段階で関与可能なアドバイザーが限定されるため、事業の大規模化・複雑化に伴って事業組成の実現可能性が低下
パターン2： 民間提案を取り入れた中小規模事業推進型 PFS 事業	サービス提供者とアドバイザーは利害関係にあるため、客観性は低い			
パターン3： 第三者評価を重視した民間提案による中小規模事業推進型 PFS 事業	サービス提供者とアドバイザーは利害関係にないため、客観性は高い		事業実施段階でのみ多様な主体が関与。一方、案件組成段階の関与はリスク許容性の高い主体に限定	
パターン4： 一貫した行政主導による中小規模事業推進型 PFS 事業		案件組成アドバイザー及びモニタリング業務委託に係る費用が発生するため中程度	アドバイザーリー業務やモニタリング業務という異なる自治体側の支援業務が発生するため、アドバイザーのリスク負担が小さく、各業務に対応した幅広い主体の参画を期待できる	多様なアドバイザーの確保が可能になるため、複雑な事業組成の実現可能性が向上
パターン5： 行政主導による複雑または大規模事業推進型 PFS 事業		案件組成アドバイザー及びモニタリング業務委託費用に加えて、金融スキームを活用するための中間経費が発生		事業大規模化に応じた大規模な資金調達に際して、倒産隔離性等の担保により多様な資金提供者の参画が期待できる。多様なアドバイザーの確保が可能になるため、複雑な事業組成の実現可能性が向上

3. 本章のまとめ～ガイドライン骨子(素案)

上述の内容を踏まえて、今後ガイドラインを策定する際の骨子（素案）を提言する。

(1)ガイドラインの位置づけ

- ① ガイドラインの趣旨・目的
- ② ガイドラインの構成
- ③ 関連法制度における位置づけ

(2)事業類型の整理

- ① 事業スキームに基づく事業類型の整理（各ステークホルダーの役割・業務範囲）
- ② PFS/SIB のモデルケース

(3)PFS/SIB 事業の実施プロセス

- ① 課題の特定
- ② PFS/SIB の適合可能性検証（便益試算、適合条件との整合性検討等）
- ③ 成果指標・ロジックモデルの策定
- ④ 評価方法の検討
- ⑤ 支払条件の検討
- ⑥ 民間サウンディング調査の実施
- ⑦ 事業者の募集、評価、選定
- ⑧ PFS/SIB 契約の締結
- ⑨ 事業モニタリングの実施

(4)評価に係る基本方針

- ① 評価に関する基本的な検討事項
- ② 評価デザインの特徴・適応しうるケース
- ③ 第三者評価機関設置の要否と客観的評価を担保する際の検討事項
- ④ データ収集に係る検討事項

(5)成果指標の設定に係る基本方針

- ① 成果指標の設定に関する基本的な検討事項
- ② アウトプット指標活用時の留意点（アウトカム指標とアウトプット指標の関連性等）
- ③ ロジックモデルの作成における検討事項

(6)支払条件に係る基本方針

- ① 支払条件の検討にあたっての基本的な検討事項
- ② 資金提供者ごとの特徴と資金調達モデルの類型化
- ③ 最低保証額の設定に関する考え方

(7)リスク分担に係る基本方針

- ① リスク分担の検討にあたっての基本的な検討事項
- ② リスク要素と各要素における検討事項
- ③ 各事業実施プロセスにおけるリスクとその対応策

参考文献

- 『未来投資戦略 2018』(2018 年 6 月 日本経済再生本部)
- 『経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2018』(2018 年 6 月 内閣府)
- 『ソーシャル・インパクト・ボンド始動』(2018 年 9 月 日経グローバル)
- 『日本における社会的インパクト投資の現状 2018』(2019 年 4 月 GSG 国内諮問委員会)
- 『日本版ヘルスケアソーシャル・インパクト・ボンドの基本的な考え方』(2016 年 慶應義塾大学政策・メディア研究科および慶應義塾大学 SFC 研究所他)
- 『ソーシャルインパクトボンド概要と行政における導入可能性の検討』(2015 年 幸地正樹(ケイスリー株式会社))

Supported by  日本財団 THE NIPPON
FOUNDATION

一般財団法人社会変革推進財団

SIIF: Japan Social Innovation and Investment Foundation

〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-28 M-City赤坂一丁目ビル6階

TEL : 03-6229-2622 | MAIL : info@siif.or.jp

<http://www.siif.or.jp/>